



興産信用金庫の現況

REPORT 2022

おかげさまで100周年

100th

とこしえに紡ぐ絆

興産信用金庫では
100周年記念事業に取り組んでいます。

興産信用金庫は“未来へ、今日も明日も。” みなさまと共に歩んでまいります。

目次

P1 ごあいさつ

P2 企業理念と
興産信用金庫の概要

P4 100周年事業の取組みと
100年の沿革

P8 興産信用金庫と
地域社会

P12 トピックス

P14 業績について

P15 自己資本比率

P16 不良債権について

P17 役員・組織図

P18 総代会の仕組み

P20 信頼される信用金庫として

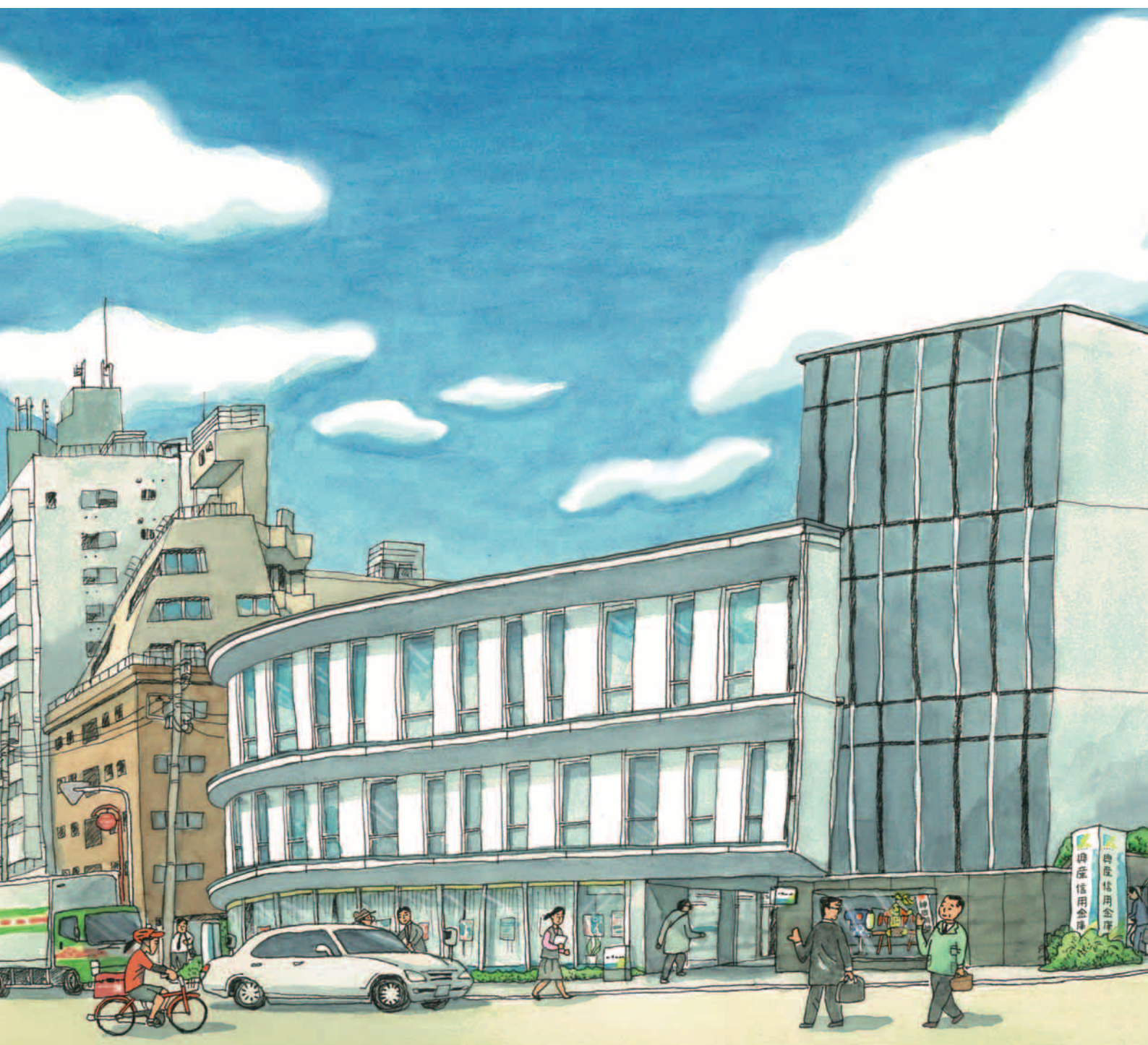
P23 リスク管理体制

P24 主な業務内容

P27 主な手数料一覧

P28 ネットワーク

P29 開示項目一覧



ごあいさつ

平素は興産信用金庫に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年も皆様に当金庫への理解を深めていただき、より一層のご愛顧をいただけるよう、ディスクロージャー誌「興産信用金庫の現況2022」を作成いたしました。ご高覧の上、当金庫の経営内容についてご理解いただければ幸いに存じます。



令和3年度を振り返りますと、我が国経済は長引く新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない情勢であること、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻といった世界情勢の緊迫化にともなう資源価格の高騰等により日本経済の悪化が懸念されました。また、金利動向については、アメリカのインフレ抑制に向けた政策金利の引き上げや欧州をはじめ他国がゼロ金利脱却に動く中、日本のみが徹底した金融緩和を継続し、円安が進行するなど、日本経済の成長への足掛かりが掴めない状況が続いているのは周知のとおりです。

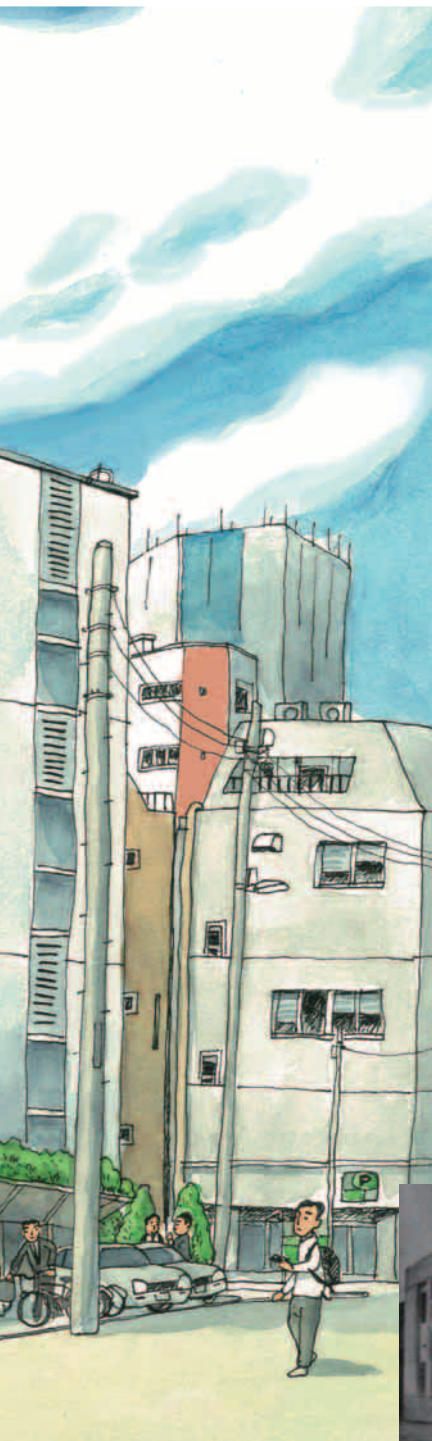
このような経済情勢の下、金庫の業績につきましては、預金残高は前期比0.84% (3,235百万円) 増加の385,735百万円となり、貸出金残高については同0.24% (599百万円) 増加の243,713百万円となりました。損益では、経常収益は前期比43百万円増加の6,193百万円となり、経常費用は同1,224百万円減少の4,281百万円となったことから、経常利益は同1,267百万円増加の1,911百万円となりました。また、自己資本比率につきましては、前期比0.87ポイント上昇の10.87%となり、国内基準の4%に対しては大幅に上回る水準を維持しています。

令和4年度は興産信用金庫創立100周年(令和5年3月23日)という大きな節目を迎えます。キャッチコピー“とこしえに紡ぐ絆”を合言葉に、役職員が出来る限り多くのお客様など金庫のステークホルダーの方々とお会いして“感謝”を表していきたいと考えています。また、金庫創立100周年記念事業の一環として、金庫のSDGs宣言にもとづき、「持続可能な地域経済への支援」「環境に配慮した事業活動」などにより一層注力し、地公体や各種団体との関係強化を図りながら地域経済の活性化に向け、総力を挙げて取り組んでまいります。

今後とも会員の皆さま、地域の皆さまのお役に立てる金庫となるよう、役職員一同、精進してまいりますので、より一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和4年7月

理事長 岡田幸生



昭和31年新築OPEN 本店(本館)旧建物

令和5年(2023年)3月23日、 興産信用金庫は、金庫創立100周年を迎えます。

大正12年に日本橋区元大工町(旧地名)で興産信用組合として産声を上げ、その年の9月、関東大震災により事務所が倒壊し苦難のスタートとなりました。

大正14年に小石川区音羽町(旧地名)に事務所を開設、昭和2年の昭和恐慌を乗り越え、昭和8年に神田区紺屋町(旧地名)に独立事務所を新設しました。太平洋戦争における空襲で焼失しながらも、その後再建を目指し、現在の千代田区神田紺屋町に本店本部を構えました。

そして、昭和26年に信用金庫法が制定され、興産信用金庫となりました。

高度成長期からオイルショック、バブル景気とその崩壊、様々な社会の変容の中、地域の皆さまの熱いご支援を受けると共に、堅実な金庫経営をおこなってきたことで「興産」の名前を変えることなく現在に至ります。

新たな100年に向け、興産信用金庫は歩み続けます。

基本理念

1. 地域社会の繁栄に貢献する
2. 経営体質の強化を推進する
3. 役職員の資質の向上福祉の増進を図る

経営方針

- ① コンプライアンスを徹底します。
- ② お客様一人ひとりへ価値のある商品・サービスを提供します。
- ③ 地域社会の「良き企業市民」としてCSR経営を展開します。
- ④ リスク管理にもとづく成長性の確保と財務の健全性を図ります。
- ⑤ 役職員の倫理観の向上、働きやすい職場環境を確保します。
- ⑥ 地域金融のプロフェッショナルとなる人材育成に努めます。



興産信用金庫の概要

金庫概要

創 立 大正 12 年 3 月 23 日
 所 在 地 (本店) 東京都千代田区神田紺屋町 41 番地
 (本部) 東京都千代田区神田神保町 1 丁目 40 番地
 出 資 金 25 億 79 百万円
 会 員 数 24,547 人
 店 舗 数 19 店舗 (本店 1、支店 18)
 店舗外現金自動設備 2
 常勤役員数 316 人
 (令和 4 年 3 月末現在)

営業地区

東京都 23 区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、東久留米市、小平市、小金井市、府中市、国分寺市、清瀬市、武蔵村山市、稲城市、町田市
 千葉県 松戸市、市川市、浦安市、千葉市、柏市 (旧沼南町を除く)、習志野市、船橋市、四街道市、印西市 (旧印旛村、旧本埜村を除く)
 埼玉県 さいたま市 (旧岩槻市を除く)、和光市、八潮市、川口市 (旧鳩ヶ谷市を除く)、川越市、三郷市、草加市、蕨市、春日部市 (旧庄和町を除く)、鶴ヶ島市、白岡市
 神奈川県 横浜市、川崎市、茅ヶ崎市、相模原市 (旧津久井町、旧相模湖町、旧城山町、旧藤野町を除く)、藤沢市

お客様／会員

預金・積金・出資金

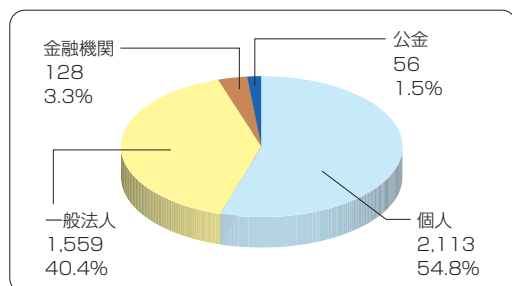
貸出金・支援サービス

興産信用金庫

店舗数 19 店舗
 役員数 319 名
 業務純益 1,704 百万円
 当期純利益 1,654 百万円
 自己資本比率 10.87%

【預金・積金残高構成】

(単位：億円)



お客様のご預金について

預金・積金残高：3,857 億円

お客様の大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるよう、また目的や期間に応じて選択いただけるよう各種預金を取り揃えております。

主な預金商品のご案内・・・24 ページ
 残高等の計数情報・・・2022 資料編をご覧ください

ご融資以外の運用について

有価証券残高：834 億円

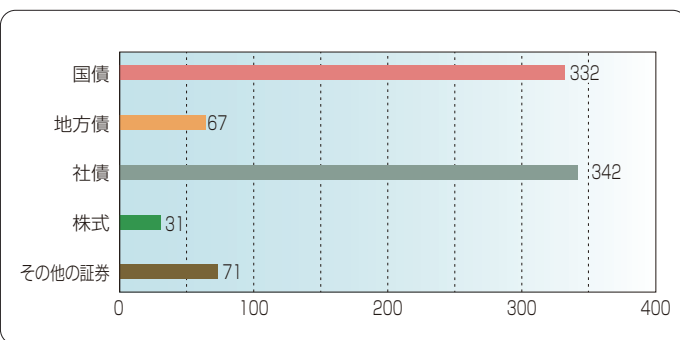
預証率：21.46%

当金庫では、お客様のご預金をご融資による運用の他に、リスクを最小限に抑えた国債、社債等の有価証券で運用を行っております。

残高等の計数情報・・・2022 資料編をご覧ください

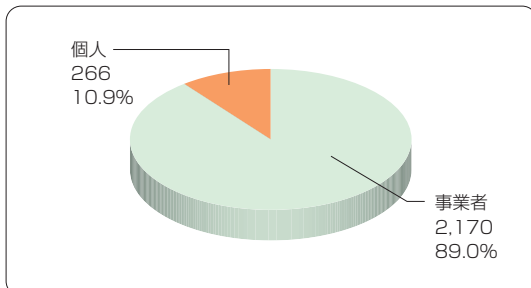
【有価証券残高構成】

(単位：億円)



【貸出金残高構成】

(単位：億円)



地域のお客様へのご融資について

貸出金残高：2,437 億円 預貸率：63.18%

当金庫では、地域社会の繁栄に貢献できるよう地元中小企業の方や個人の皆様のニーズに、安定的かつ迅速にお応えしております。また、多くのお客様にご利用いただけるよう、ご融資にあたっては特定の業種や大口先に偏らないよう心がけております。

融資商品のご案内・・・25 ページ
 残高等の計数情報・・・2022 資料編をご覧ください

100周年事業の取組み

100周年記念 ロゴ・キャッチコピー



繋がったふたつの輪と、それを結ぶもうひとつの輪。100周年を記念して誕生したロゴマークは、興産信用金庫がお客様と紡いできた「絆」を表しています。

いつまでも変わらず続くことを意味する「とこしえ」という言葉には、これまで築いてきたお客様との大切な関係を永遠に繋いでいきたいという想いをこめました。そして、縋りをかけて糸を作るの意味をもつ「紡ぐ」という言葉のとおり、何本もの糸が織り重なるように、その絆を丁寧に繋ぎながら未来に向けて、より一層強い信頼関係を紡いでいきます。

100周年記念事業における地域貢献活動



持続可能な社会の実現に向けて、千代田区内を運行している乗合バス地域福祉交通「風ぐるま」にラッピング車両の広告を掲載しました。公共交通輸送のご支援に取組ませていただきました。



飲食店支援に向けクーポンブックを作成しました。



持続可能な社会の実現に向けた定期預金を取扱っています。



都営神保町駅構内広告を掲載しました。

※鉄道会社や駅係員へのお問い合わせはご遠慮ください。



100周年特設サイトを制作しました。



興産信用金庫は、
令和4年1月4日
“SDGs宣言”を公表しました。
持続可能な社会の実現へ向けて、
金庫創立100周年事業に
取組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



100周年事業の取組み

100周年を記念して、興産信用金庫にとってゆかりの深い風景をイラストにいたしました。
各風景は昭和30年～40年代をモチーフにしています。
ゆかりの深い店舗に掲載しています。



《神田青果市場》



《甘酒横丁～明治座》



《神田神社》



《新井薬師 梅照院》



《東京大神宮》



《鷺神社》

100年の沿革

大正

- 12 3.23 有限責任興産信用組合設立認可、初代組合長に武島朝義就任
(組合員19人、出資金3,330円)
4.20 事務所を開設(日本橋区元大工町9)

大正12年

有限責任興産信用組合として創立



昭和

- 2 1.22 第4回通常総会を開催、初めて年4%の出資配当を行う
8 1.15 第10回通常総会で、組合員一人当たり貸付最高限度1万円に
5.24 事務所を神田区紺屋町43に新築移転
18 8. 4 市街地信用組合法により改組
20 2.25 空襲直撃により事務所焼失、大久保百人町192に移転
12.一 神田区東紺屋町30の旧店舗跡に新事務所建築着工
23 8.21 営業地区を東京都の区一円とする
24 7.17 本店を新築
11.25 浅草支店を開設
25 1.10 人形町支店を開設
4. 1 中小企業等協同組合法により改組
10. 9 本郷信用組合の吸収合併
26 5. 7 浅草橋支店を開設
10.20 信用金庫法により興産信用金庫に改組
27 7.25 神保町支店を開設
28 4.21 代々木支店を開設
29 3.27 葛飾信用金庫と合併
8.18 城西支店を開設
31 11. 1 本店新築開店
39 4.14 西荻窪支店を開設
41 9. 1 電子計算室を開設
44 6.16 しんきんクレジットカードシステムに参加
8.25 江戸川支店を開設
12.15 日銀との当座取引開始
45 11.26 本店、日銀歳入代理店に指定
46 9.22 松戸支店を開設
51 1.21 預金オンライン移行開始
10.18 全国信用金庫との為替オンライン開始
53 6.23 営業地区の追加。武蔵野市、三鷹市
54 2.13 全国各金融機関との為替オンライン開始
56 3.27 みずえ支店を開設
57 4. 1 外国為替業務取扱開始(全信連)
59 11. 6 葛西支店を開設
63 7. 5 篠崎支店を開設

昭和29年 本店内の営業場



昭和31年

本店(本館)新築



昭和58年

創立60周年



平成

- 2 2.21 渋谷支店を開設
7.16 都銀、地銀とのオンライン提携開始
10. 1 外国為替業務取扱開始
3 2.10 サンデーバンキング実施
4.17 足立支店を開設
11.25 深川支店を開設
4 7.23 本店神田駅前出張所を開設
7 5. 1 神田信用金庫とATM相互利用開始
11 4.23 神田信用金庫と合併準備に入ること合意
11.26 本店神田駅前出張所を本店に、深川支店を人形町支店に統合
12 3. 6 デビットカードサービスの取扱開始
6. 5 神田信用金庫と合併
営業地区の追加。西東京市、東久留米市、小平市、小金井市、府中市、国分寺市
12. 4 しんきんATMゼロネットサービスの取扱開始
13 5. 7 損害保険窓口販売業務の取扱開始

平成1年

大田市場がオープンし、大田市場営業部が開店





平成15年
創立80周年

平成20年

本部機能の
神保町KOSANビルへの移転



平成25年
創立90周年

令和4年 100周年事業



14	3.25	せいか信用組合からの事業の一部譲受け 営業地区の追加。東京都清瀬市、武蔵村山市、 稲城市、町田市、千葉県千葉市、柏市、 習志野市、船橋市、四街道市、印西市、 埼玉県さいたま市、和光市、八潮市、川口市、 川越市、三郷市、草加市、蕨市、春日部市、 鶴ヶ島市、南埼玉郡白岡町、神奈川県横浜市、 川崎市、茅ヶ崎市、相模原市、藤沢市
	7. 8	東京食品信用組合からの事業の一部譲受け
	7.15	第三信用組合からの事業の一部譲受け
10. 1		生命保険窓口販売業務の取扱開始
15	3.12	個人向け国債窓口販売業務の取扱開始
	7. 7	アイワイバンク銀行(現セブン銀行)との ATM提携サービス取扱開始
	9.22	「リレーションシップバンキング機能強化 計画」の要約を公表
16	1.26	M&A仲介業務の取扱開始
11.15		決済用普通預金の取扱開始
17	3.31	個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)を公表
	8.30	「地域密着金融推進計画」を公表
12.21		保険募集指針を公表
18	1.20	松戸支店を金町支店に統合
	8. 1	「コンプライアンス宣言」を表明
19	9.25	顧客保護等管理方針を公表
20	4. 1	CIを導入、ブランドマークを刷新、 経営方針を制定
	10.14	神保町支店の新築移転による開店
	11.25	本部機能の神保町KOSANビルへの移転
	12. 1	反社会的勢力に対する基本方針を制定、公表
21	6. 5	利益相反管理方針を制定
	7.13	金町支店の新築移転
22	1.15	金融円滑化のための基本方針を制定
	3.23	本店建替えのため仮店舗へ移転
	10.22	篠崎支店をみずえ支店に統合
23	10.11	新宿支店を余丁町から若松町へ移転
	11.14	葛西支店を江戸川支店に統合
24	8.20	本店新築開店
25	2.18	でんさいネットのサービスを開始
	3.21	中小企業経営力強化支援法に基づく 「経営革新等支援機関」に認定
	10. 4	足立支店を金町支店に統合
26	3.14	関町支店を西荻窪支店に統合
	11. 7	堀切支店を立石支店に統合
27	4.13	お客様支援室を新設
	10. 2	みずえ支店内にローンプラザを開設
29	1.23	日本橋事務所を開設
	3.21	市ヶ谷支店内にローンプラザを開設
	12.28	信託契約代理業務の取扱開始
30	6. 1	お客さま本位の業務運営に係る基本方針を制定、公表
	6.25	興産信用金庫行動綱領を制定、公表
	10. 9	渋谷支店地区再開発のため仮店舗へ移転 (代々木支店内)
31	4. 1	日本橋事務所を人形町支店に統合
1	5. 1	平成から令和へ改元
2	10.12	こうさんWEB定期預金の取扱い開始
	11. 9	金庫創立100周年記念実行委員会を設置
3	1.12	高円寺支店を中野支店に統合
	2.22	パートナーシップ構築宣言を公表
4	1. 4	興産信用金庫「SDGs宣言」を公表

興産信用金庫と地域社会

中小企業の経営の改善と地域活性化のための取組み

地域密着型金融への取組み

地域密着型金融の取組み体制をより充実させるために、「地域支援部お客様支援課」及び「審査部経営支援課」を設置しています。千代田区に本店を置く都市信用金庫として、地元中小企業に対し、金融仲介機能を通じて事業資金のご融資や創業・経営改善・事業再生等へ積極的に取組んでまいります。

- 1. 創業・新事業支援**
 - 千代田区役所と「千代田区創業支援事業」で連携し、千代田区役所・公益財団法人まちみらい千代田・東京商工会議所・日本政策金融公庫等の創業支援事業者と連携して、千代田区内で創業予定の方や創業後5年未満の方々にそれぞれの実情にあった情報を提供し、各創業支援事業者がそれぞれの強みを生かした様々な支援を行っています。
 - 日本政策金融公庫と創業分野における連携スキームを構築し、創業期におけるお客様に対して、創業資金の協調融資や経営面のサポートを行うほか、地域の中小企業支援組織とも連携した創業支援を実施しています。
 - 東京都信用金庫協会が中心となり、東京都内の信用金庫と東京都が連携して運営している「東京都女性・若者・シニア創業サポート事業融資」の取扱いを実施し、女性・若者・シニアによる地域に根差した創業を支援しています。
 - 公益財団法人まちみらい千代田が開催する「千代田ビジネス起業塾」にて金庫職員が講師を務める際には、創業を希望する方々を対象に資金調達方法等について説明をしています。
- 2. 事業再生・経営支援**
 - 金融円滑化のために条件緩和を行ったお客様に対する助言・提案を実施し、またホームページに経営改善計画書策定支援ツールを掲載するなど、コンサルティング機能を発揮する体制を整備しています。
 - 審査部経営支援課と営業店の連携による改善支援の他にも、中小企業活性化協議会・地域経済活性化支援機構・東京商工会議所・東京都中小企業診断士協会・東京都中小企業振興公社等の活用を図り、専門家派遣による再生計画策定支援等、多様な手法にて再生を行っています。
- 3. 外部連携機関を活用した経営支援**
 - 連携している外部専門家及び東京商工会議所等の中小企業支援事業者を活用したお客様支援実績は1,023件（令和3年度）あり、お客様の様々な経営課題解決につながりました。
- 4. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み**
 - 当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。
 - 令和3年度に当金庫において、新規に無保証でご融資をした件数は1,870件、新規融資に占める経営者保証に依存しないご融資の割合は25.13%、保証契約を解除した件数は94件です。保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

経営改善支援等の取組み実績 【令和3年4月～令和4年3月】

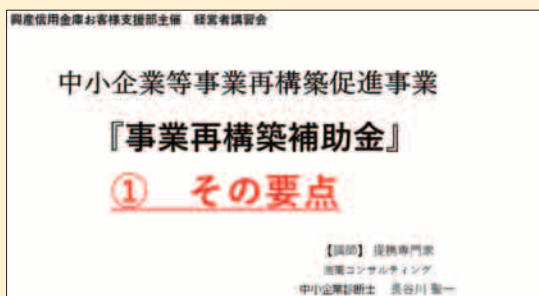
		期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数				経営改善支援 取組み率 α / A	ランク アップ率 β / α	再生計画策定率 δ / α
			α	α のうち期末に債 務者区分がランク アップした先数 β	α のうち期末に債 務者区分が変化し なかった先数 γ	α のうち再生計 画を策定してい る全ての先数 δ			
正常先 ①		3,314	1		1	1	0.0%		100.0%
要注意先	うちその他要注意先 ②	1,899	39	0	36	26	2.1%	0.0%	66.7%
	うち要管理先 ③	1	0	0	0	0	0.0%	－	－
破綻懸念先 ④		282	15	1	13	10	5.3%	6.7%	66.7%
実質破綻先 ⑤		109	0	0	0	0	0.0%	－	－
破綻先 ⑥		20	0	0	0	0	0.0%	－	－
小 計 (②～⑥の計)		2,311	54	1	49	36	2.3%	1.9%	66.7%
合 計		5,625	55	1	50	37	1.0%	1.8%	67.3%

(注) ・ 期初債務者数および債務者区分は令和3年4月当初時点で整理しています。
 ・ 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含めていません。
 ・ βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めていません。
 ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めています。
 ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。
 ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めていません。
 ・ γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
 ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
 ・ 「αのうち再生計画を策定している全ての先数δ」には、独自の再生計画策定先のほか、中小企業活性化協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

KOSAN ビジネスサポート

地域活性化に向けたご支援について

お客様支援にあたり、地域社会や企業のお役に立てるよう様々なセミナーや個別相談会などをご用意しております。令和3年度はコロナ禍の影響を踏まえ、動画配信による情報提供、オンラインセミナーや個別相談会を開催しました。



●希望者へのセミナー動画配信

内容：事業再構築補助金
3部に渡り要点を解説
講師：湘南コンサルティング



●事業再構築補助金個別相談会

Zoomを利用したオンラインでの個別
相談会を実施



●税務相談会

東京税理士会神田支部との共催により、
対面での無料税務相談会を開催

●東京都よろず支援拠点相談会

令和3年度における『東京都よろず支援拠点出張相談会』は、
各支店別にオンラインにより41回開催しました。



「よろず支援拠点」とは、
国が各都道府県に1カ所
設置する経営相談窓口で、
東京都は一般社団法人東京
都信用金庫協会が受託・運
営しています。お客様の経
営上のあらゆるお悩みに、
経験豊富な専門家が無料で
何度でも助言・支援いたし
ます。

お客様支援にあたり、多くの外部機関と連携し、地域社会や企業のお役に立てるよう様々なメニューをご用意しています。

◆東京商工会議所との連携強化

東京商工会議所と業務協力および連携を強化し、中小企業向けセミナーの共催、中小企業の経営における課題解決支援を実施しています。

◆政府系金融機関等との連携強化

日本政策金融公庫と業務協力および連携を強化し、創業者を含め中小企業に係る金融の円滑化を図っています。

◆財団法人東京都中小企業振興公社との連携

公社と中小企業支援に関する覚書を締結し、公社の持つ中小企業支援業務の紹介を行っています。

◆中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に認定

中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関として認定されています。

◆東京都中小企業診断士協会との中小企業支援等の協力

お客様に対する経営支援を円滑且つ有効に行い、地域経済の活性化を図ることを目的として、「中小企業支援等の協力に関する覚書」を結んでいます。

◆関東経済産業局中小企業支援ネットワークへの参加

お客様の高度・専門的な課題解決に向けた経営支援、専門家派遣をおこなっています。

◆外部専門家との連携

地域のお客様の専門的な課題を解決するため、11ページの外部専門家と業務の連携を図っています。

企業経営者の皆様のお悩みを解決するために、興産信用金庫が提携する各種専門家のご紹介やネットワークを活かし、お客様の立場になってしっかりサポートいたします。

お客様の経営課題



課題解決支援サービス等

安心の
支援体制

興産
信用金庫

必要に応じ
専門的な
支援機関



- 創業計画について相談したい。
- 創業後のアドバイスを継続して受けたい。

創業支援

創業計画作成／手続きのフォロー／創業資金に関する相談窓口の紹介
創業後の経営サポート

- 営業力・宣伝効果を強化したい。
- 販路拡大の相談をしたい。
- テストマーケティングの実施をしたい。

販路拡大

ビジネスマッチング交流会の実施／各種商談会の開催／販売手法アドバイス
海外販路開拓サポート／クラウドファンディングの活用

- 売上高が減少傾向にある。
- 収益や資金繰りを改善したい。
- 改善計画書を作成したい。

経営改善・再生

経営改善計画の作成支援／課題整理／外部専門家の紹介

- 後継者はいるが事業承継が進んでいない。
- 相続手続き・税制について知りたい。

事業承継・
相続サポート

事業承継の促進支援／株価評価の実施／事業承継サポートデスクとの連携
外部専門家の派遣／M&A 支援／事業承継塾の紹介／相続手続きの代行

- 自社で使える補助金・助成金を知りたい。
- 事業・設備に補助金を活用したい。

補助金・助成金

中小企業向け補助金制度の紹介／各種助成金の活用／申請手続き代行

- 人材を募集したい。
- 採用の方法を知りたい。
- 就業規則を整備したい。

人材採用・
人事労務

人材募集サポート／採用条件の明確化／採用全般に関するアドバイザーの紹介
就業規則の作成代行／行政書士の紹介

- 不動産を売買・賃貸したい。
- 土地を有効活用する方法を知りたい。
- 建物の新築・改修を考えている。

不動産活用

売買の仲介全般／使用貸借の仲介手続き（飲食店開店など）
サブリースの提案／建築請負／コンビニ大手の紹介

- 各種許認可について相談したい。
- 商品のブランド化について相談したい。
- 自社商品・技術を守りたい。

知財・資格取得支援
ブランド構築

知的財産権の取得支援／出願手続き代行／知財ビジネス評価書の作成
弁理士の紹介／P マーク・ISO 取得支援／産学公連携窓口の紹介

上記以外にも、ビジネスに関わる様々なご相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

●当金庫と連携する外部機関

課題解決	【販路開拓】	東京商工会議所、東京信用保証協会、東京都よろず支援拠点、東京都中小企業振興公社、(株)マクアケ、(株)出前館
	【助成金・補助金】	東京商工会議所、東京都よろず支援拠点、東京都中小企業振興公社、湘南コンサルティング、(株)エフアンドエム
	【創業・新規事業】 【事業承継・相続】	東京商工会議所、東京都よろず支援拠点、日本政策金融公庫 東京商工会議所、東京都よろず支援拠点、日本パートナー税理士法人、司法書士法人花沢事務所、(株)OAG、(株)日本M&Aセンター、事業承継センター(株)、日本プライベートエクイティ(株)、(株)トランビ、(株)M&Aサクシード
	【経営全般】	東京商工会議所、東京信用保証協会、東京都よろず支援拠点、東京都中小企業振興公社、東京都行政書士会、東京税理士会、TKC 東京中央会
経営改善・再生支援		東京商工会議所、東京信用保証協会、東京都よろず支援拠点、東京都中小企業振興公社、東京都中小企業活性化協議会、東京都中小企業診断士協会、(株)商工組合中央金庫

●興産 若手経営者の会 活動

令和3年度はコロナ禍の影響を踏まえ5回のオンラインセミナーと学士会館での講演会を開催しました。

令和4年3月18日(金)
興産 若手経営者の会 会員様限定『強くなるために大切にしてきたこと』をテーマとして、競泳オリンピックメダリスト松田 丈志氏による講演会を開催しました。



実施日	参加数	開催内容
令和3年 7月 7日	24 名	オンラインセミナーを開催。テーマ『コロナでも劇的に売り上げを伸ばす 2021 年最新 SEO 対策＜実践編＞』
令和3年 9月28日	34 名	オンラインセミナーを開催。テーマ『コロナ後を生き抜く中小企業の経営戦略』
令和3年10月25日	27 名	オンラインセミナーを開催。テーマ『知っておきたい補助金・助成金の活用方法と申請時のポイント』
令和3年11月22日	21 名	オンラインセミナーを開催。テーマ『DX』と『経営革新・経営改革』～「これまで」から「これから」に向けてどの様に歩んでゆけばいいか～
令和4年 2月14日	26 名	オンラインセミナーを開催。テーマ『環境変化に対応した組織風土のつくりかた』
令和4年 3月18日	21 名	講演会を開催。テーマ『強くなるために大切にしてきたこと』

金融円滑化への取組み

金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給すること、並びに地域の中小企業に対する経営相談・経営指導や経営改善支援を行うことが地域金融機関にとって最も重要な役割であると認識し、以下に定める方針に則り、その実現にむけ真摯に取り組んでまいります。

1. 取組み方針

- (1)お客様の経営実態等を踏まえて、新規融資や貸付条件の変更等を適切に行うよう努めます。
- (2)お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導および経営改善に関する支援を適切に行うよう努めます。
- (3)与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行うよう努めます。
- (4)お客様からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情への対応を適切かつ十分に行うよう努めます。
- (5)お客様からの保証契約に関する相談等に対して、平成25年12月5日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（公表後の改定内容を含む）に基づき適切に対応するよう努めます。
- (6)お客様からの私的整理に関する相談等に対して、令和4年3月4日に「中小企業の事業再生等に関する研究会」（全国銀行協会が事務局）が公表した「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づき適切に対応するよう努めます。
- (7)その他与信取引に関し、地域密着型金融を推進するために必要な措置を適時・適切に講じるよう努めます。

2. 金融円滑化措置の適切な実施に向けた態勢整備

上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢を整備いたします。

- (1)金融円滑化管理規程の制定
- (2)金融円滑化管理責任者等の選任
- (3)相談・苦情窓口等の設置
- (4)「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施するための体制の整備
- (5)「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施するための体制の整備
- (6)その他金融円滑化に必要な体制の整備等

3. 他の金融機関等との緊密な連携

- (1)複数の金融機関から借入れを行っているお客様から返済条件の変更等の申し出があった場合には、他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業活性化協議会を含む。）と緊密な連携を図ります。
- (2)お客様の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図ります。
- (3)3項の(1)を実施する際には守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これら関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながらお客様の資金繰りや金融の円滑化に努めます。

尚、ご返済条件の変更等に関する相談・苦情等がございましたら、現在お取引いただいている取引店または下記本部窓口までお申し付けください。

ご相談窓口：各営業店、又は本部窓口 リスク管理部（0120 - 53 - 0775） 受付時間：平日午前9時～午後5時

トピックス ～地域の皆様とのつながり～

●「地域経済発展に関する連携協定」の締結について

令和3年7月21日、当金庫は、千代田区と東京商工会議所千代田支部との3者間において「地域経済発展に関する連携協定」を締結いたしました。同協定は、地域経済の発展に関して相互の強みを活かし、連携強化によって様々な課題解決を図ることを目的としています。



●「全国地域安全運動」に伴う防犯活動PR動画の参加

警視庁麹町警察署からの要請に伴い「令和3年度全国地域安全運動」実施に関する「防犯活動PR動画制作」に協力いたしました。引き続き、地域社会に貢献できるよう活動してまいります。



●「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」の締結について

令和3年7月26日、当金庫は、お客さまの事業再生・経営改善を支援するため、株式会社商工組合中央金庫と業務協力に関する具体的な事業を定め、円滑な実現を図ることを目的に、業務協力契約を締結しました。



●地域における社会的貢献

各店舗では、清掃活動や各区しんさん協議会活動等を通して、バザー収益金の社会福祉団体への寄付、ボランティア活動、経済講演会の開催、共通商品券の事務取扱等さまざまな地域貢献活動を行っています。犯活動PR動画制作」に協力いたしました。引き続き、地域社会に貢献できるよう活動してまいります。



1日 クールビズ実施(～10/31)
14日 懸賞付き定期預金「シャインセレクト」の抽選会実施

21日 興産信用金庫・千代田区・東京商工会議所千代田支部との「地域経済発展に関する連携協定」を締結
26日 株式会社商工組合中央金庫との「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」を締結

4月

5月

6月

7月

8月

9月

5日 特別金利定期預金「フェニックス」の取扱い開始

※令和3年 明治座公演
毎年ご好評いただいていた懸賞付き定期預金の当選者をご招待した明治座観劇会はコロナ禍を踏まえて、観劇賞懸賞品を明治座公演の「特別鑑賞券」にいたしました。

1日 懸賞付き定期預金「シャインセレクト」の取扱い開始
3日 株式会社出前館とのビジネスマッチング契約締結

令和3年5月14日

●懸賞付き定期預金「シャインセレクト」抽選会を実施

明治座公演特別鑑賞券をはじめ、温泉ペア宿泊券・カタログギフトなどの当選番号が決定いたしました。お客さまに参加していただき、厳正な抽選を行っています。



令和3年9月3日

●飲食店支援

コロナ禍における度重なる休業要請や時短営業など、ひっ迫した経営に直面している飲食業の方々へ支援策として、テイクアウト型のニーズの高まりを踏まえ、出前館とビジネスマッチング契約を締結しました。



●「ちよだ安全・安心ネットワーク」の協力事業者として参加

地域における当金庫の役割として防犯の意識を高め、犯罪の抑止や早期解決を図ることを目的とした「ちよだ安全・安心ネットワーク」への協力事業者として参加しています。

●千代田区「高齢者安心生活見守り隊」への参加

金庫職員が地域の高齢者の方々に気をつけ、異変があればすぐに対応できる体制として、千代田区「高齢者安心生活見守り隊」へ参加しています。

●「あしなが育英会」へ寄付

東日本大震災で親を亡くされた子供たちへの教育支援や心のケア活動のための寄付型定期預金「KOSANまなび」にお預けいただいた金額の0.01%相当分458,000円を寄付いたしました。当金庫は平成28年から毎年寄付を続け、これまでに寄付した金額は、総額3,872,000円となりました。



●東京都「花と緑の東京募金」へ寄付

「エコグリーン定期預金」にお預けいただいた金額の0.01%相当分519,000円を寄付いたしました。当金庫は平成21年から毎年寄付を続け、これまでに寄付した金額は、総額21,733,000円となりました。

※「花と緑の東京募金」は、花と緑あふれる都市東京を都民や企業とともに実現するための募金です。



当金庫職員の取組み

サービス・ケア・アテンダント資格の取得

平成20年度より「サービス・ケア・アテンダント資格」の全員取得に向けた取組みを実施しています。令和4年3月末現在、301名が取得しています。



サービス・ケア・アテンダントとは、ノーマライゼーション社会（※1）におけるユニバーサルサービス（※2）

の考え方を基に、サービスをご提供するあらゆる場面において高齢者やお身体の不自由な方々とどまらず、困っている全ての方々へのサービスに主眼を置いています。

（※1）ノーマライゼーションとは「ハンディキャップを抱えた人々も社会の中で普通に暮らせる優しい環境を作っていく」という考え方です。

（※2）ユニバーサルサービスとは、子供から大人、高齢者、病気の方、妊婦の方、障害のある方、外国人まで、あらゆる人に対して公平な情報やサービスを提供することです。



18日 公共工事の前払金保証事業を営む東日本建設業保証株式会社と業務委託契約締結

22日 寄付型定期預金「KOSANまなび」の寄付金を「あしなが育英会」へ寄付

4日 興産信用金庫SDGs宣言公表
15日 特別金利定期預金「ユニコーン」の取扱い開始

24日 緑化推進活動「エコグリーン定期預金」の寄付金を東京都環境局「花と緑の東京募金」へ寄付

10月

11月

12月

2022年
1月

2月

3月

興産信用金庫 SDGs宣言

興産信用金庫 SDGs宣言

興産信用金庫は、基本理念に掲げている「地域社会の繁栄に貢献する」に基づき、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）を企業行動（経営計画）につなげ、地域金融機関として地域社会の課題解決と成長を支援していくことで、持続可能な社会の実現に努めています。

【興産信用金庫の取組み項目】

- ① 持続可能な地域経済の発展への取組み
興産信用金庫は、都市型地域金融機関として都市域の富実基盤における情報網を駆使して課題解決のためのお手伝いを通じて持続可能な地域経済の発展に貢献します。
- ② 環境に配慮した事業活動への取組み
興産信用金庫は、環境に配慮した事業活動への取組みを通じて、積極的に地域社会の環境保全に取組みます。
- ③ 役職員の資質の向上と福祉の増進への取組み
興産信用金庫は、お客さま本位の事業運営に向けて、どこよりも優れたサービスを提供できるよう、職員の人材育成とワークライフバランスの促進に取組みます。

2022年1月4日
興産信用金庫
理事長 岡田 孝生

興産信用金庫

持続可能な社会の実現に向けた取組み

① 持続可能な地域経済の発展への取組み

地域の事業者の成長と多様化に向けた取組み

- 社会課題の解決による課題解決、経営支援、民生支援事業
- 事業性評価シートに基づくニーズ・課題への経営支援
- ビジネスマッチング支援
- 経営支援基金の活用、若手経営者の育成などの取組み
- 農・林業の振興と持続可能な取組み

地域の若者支援への取組み

- 新規就業者・若手経営者への支援
- 若手経営者育成基金の活用による「若しな若者育成」の取組み
- 小・中学生、若手経営者の環境教育支援
- 知識・技能の継承・伝承への取組み
- 経営支援基金の活用による取組み

地域の若者支援への取組み

- 若手経営者育成基金の活用による取組み
- 若手経営者育成基金の活用による「若しな若者育成」の取組み
- 小・中学生、若手経営者の環境教育支援
- 知識・技能の継承・伝承への取組み
- 経営支援基金の活用による取組み

② 環境に配慮した事業活動への取組み

環境に配慮した事業活動への取組み

- 環境に配慮した事業活動への取組み
- 環境に配慮した事業活動への取組み
- 環境に配慮した事業活動への取組み
- 環境に配慮した事業活動への取組み
- 環境に配慮した事業活動への取組み

③ 役職員の資質の向上と福祉の増進への取組み

職員の人的成長に向けた取組み

- 多岐多岐、サービス・ケア、アテンダント資格の取得
- 職員の継続教育、スキルアップに向けた取組み
- 若手経営者育成基金の活用によるスキルアップ
- 認知症サポーター研修の取組み
- 多岐多岐の取組み

職員のワークライフバランスへの取組み

- 職員のメンタルヘルスマネジメント研修の実施
- 職員のメンタルヘルスマネジメント研修の実施
- 職員のメンタルヘルスマネジメント研修の実施
- 職員のメンタルヘルスマネジメント研修の実施
- 職員のメンタルヘルスマネジメント研修の実施

安全な職場環境への取組み

- 安全な職場環境への取組み
- 安全な職場環境への取組み
- 安全な職場環境への取組み
- 安全な職場環境への取組み
- 安全な職場環境への取組み

業績の概要

預金・貸出金ともに順調に推移し、預金残高は対前期比 3,235 百万円（0.84%）増加の 3,857 億円となり、貸出金残高も、同 599 百万円（0.24%）増加の 2,437 億円となりました。

市場金利の低下等による厳しい経営環境の下、貸出金利回りは低下しましたが、貸出金残高の増加により貸出金利息は増加し、有価証券の運用収益は減収となりましたが、資金運用収益全体では増収となりました。費用の面では、貸出金償却・引当金の繰入額の減少、経費の削減等により経常利益は増益となりました。

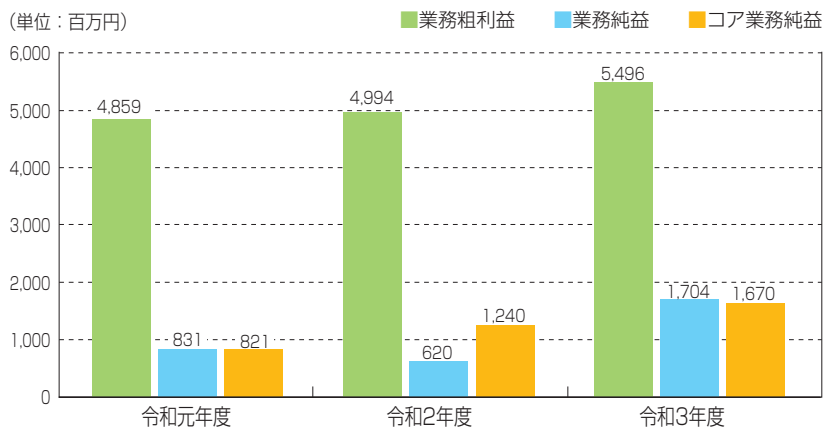
主要な経営指標の推移

（単位：利益・配当金 千円、口数 千口、残高 百万円）

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利 益	経常収益	5,547,267	5,480,959	5,585,750	6,150,423	6,193,782
	経常利益	536,175	258,104	407,844	644,144	1,911,991
	当期純利益	400,974	650,011	391,729	547,751	1,654,419
残 高	預金積金残高	333,748	334,158	343,425	382,499	385,735
	貸出金残高	186,469	189,550	197,380	243,114	243,713
	有価証券残高	74,489	77,747	76,113	75,120	83,499
	純資産額	17,162	17,824	16,332	18,753	20,201
	総資産額	364,258	364,176	371,410	436,935	455,995
出 資 金	出資総額	2,548	2,519	2,488	2,530	2,579
	出資総口数	5,096	5,038	4,976	5,061	5,158
	会員数（人）	26,702	26,360	25,809	25,163	24,547
	出資に対する配当金 （出資 1 口当たり）	75,422 （15 円、3%）	49,805 （10 円、2%）	49,190 （10 円、2%）	48,986 （10 円、2%）	50,131 （10 円、2%）
	単体自己資本比率	9.01%	8.71%	8.72%	10.00%	10.87%
役員数（人）		11	11	10	11	10
	常勤役員数	8	8	8	8	7
職員数（人）		353	346	329	314	309
	男性職員数	221	215	201	183	176
	女性職員数	132	131	128	131	133

損益の状況

上記の他に、損益計算書上に表示されていない重要な指標として「業務粗利益」「業務純益」「コア業務純益」があります。基本的な業務の収益力を示すこれらの指標については、市場金利の低下等の影響は依然として続いていますが、本業の利益水準は安定的に推移しています。



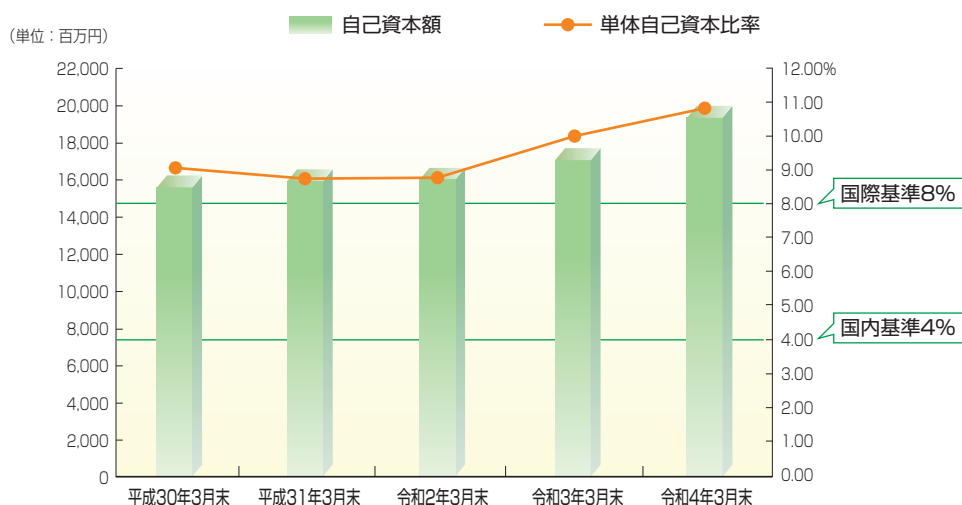
「業務粗利益」とは、貸出金利息や資金運用利息等の収益から預金利息等の資金調達費用を除いたものです。

「業務純益」は業務粗利益から役員取引等収支、その他業務収支、経費等を加味したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示す利益指標であり、一般企業でいう営業利益に相当します。

「コア業務純益」とは業務純益のうち、有価証券の売却等損益と一般貸倒引当金繰入額を控除した中核となる収益を示したものです。

自己資本比率

経営の安全性を示す『自己資本比率』は、利益計上により自己資本額が増加し、また、分母となる総資産のうち有価証券や貸出金も増加しましたが対前期比 0.87 ポイント上昇の 10.87%となりました。国内基準の 4%の 2 倍以上、国際基準の 8%をも上回っており、「高い健全性、強い経営体力」を示しています。



自己資本額・単体自己資本比率の推移

(単位：百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末
自己資本額	15,901	16,508	16,776	17,715	19,198
単体自己資本比率	9.01%	8.71%	8.72%	10.00%	10.87%

(単位：百万円)

項目	令和3年3月末	令和4年3月末
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,203	19,674
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	487	476
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	17,715	19,198
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	177,048	176,539
単体自己資本比率 (ハ) / (ニ)	10.00%	10.87%

単体自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本額 (19,198百万円)}}{\text{リスク資産額 (176,539百万円)}} = 10.87\%$$

連結自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本額 (19,250百万円)}}{\text{リスク資産額 (176,506百万円)}} = 10.90\%$$

(注) 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、算出基準を定めた基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)が平成 25 年 3 月 8 日に改正され、平成 26 年 3 月 31 日から改正後の告示が適用されたことから、平成 24 年度以前においては旧告示に基づく開示、平成 25 年度以降においては新告示に基づく開示を行っております。また、当金庫は国内基準を採用しております。

※自己資本比率の詳細につきましては、2022 資料編をご覧ください。

これからも、一層の健全経営に努めるとともに、収益性向上により自己資本の充実を図り、強い経営体力をもとに地域の皆様方へ価値のある商品・サービスをご提供してまいります。

用語説明

■ 自己資本比率について

自己資本比率とは、総資産に対する自己資本の割合のことで、金融機関の経営の健全性、安全性を示す代表的な指標です。出資金や内部留保(利益の積立額)などの金額を、貸出金等各種資産金額にリスク・ウェイト(資産ごとの掛け目・損失可能性の比率)を乗じて算出した金額(リスク・アセット)で割ったものです。

この自己資本比率を基に金融機関の経営を規制する制度が早期是正措置制度で、海外で営業している金融機関は国際基準で 8%以上、国内業務のみの営業をしている金融機関は国内基準で 4%以上が必要とされています。これらの基準に満たない場合は水準に応じて業務改善や業務停止の命令等の早期是正措置が発動されます。

不良債権について

当金庫では資産の健全性をより一層堅実なものとするため、自己査定基準に基づき、厳格な資産査定を実施し、不良債権処理を行っています。

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、％）

区 分		開示債権 (a)	担保・保証 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (％) (b) / (a)	引当率 (％) d / (a - c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2020 年度	1,337	1,337	842	494	100.00	100.00
	2021 年度	765	765	409	355	100.00	100.00
危険債権	2020 年度	8,077	6,916	6,341	575	1.52	33.16
	2021 年度	7,946	6,787	6,266	521	85.42	31.03
要管理債権	2020 年度	127	122	120	1	96.10	25.69
	2021 年度	123	123	102	21	100.00	100.00
三月以上 延滞債権	2020 年度	—	—	—	—	—	—
	2021 年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件 緩和債権	2020 年度	127	122	120	1	96.10	25.69
	2021 年度	123	123	102	21	100.00	100.00
小計 (A)	2020 年度	9,542	8,377	7,304	1,072	87.78	47.92
	2021 年度	8,835	7,676	6,778	898	86.88	43.67
正常債権 (B)	2020 年度	237,978					
	2021 年度	238,759					
総与信残高 (A) + (B)	2020 年度	247,520					
	2021 年度	247,594					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

令和3年度(2021年度)決算の詳細(資料編)につき
ましては、下記ホームページより、ご覧ください。

<https://www.shinkin.co.jp/kosan/disclosure/index.html>

なお、スマートフォン等からは、右記『QRコード』からも
アクセスすることができます。



役員・組織図

役員

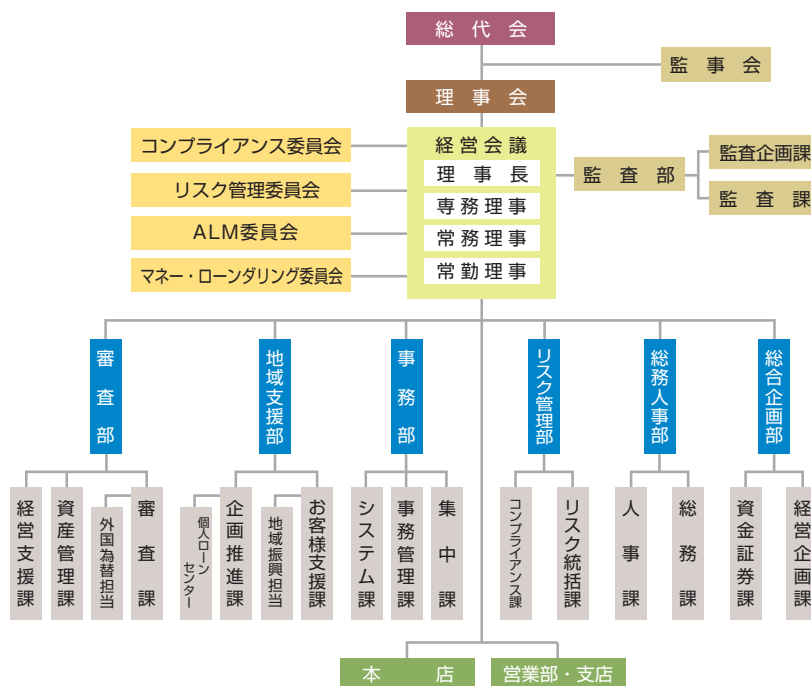
理事長（代表理事）	岡田 幸生
専務理事（代表理事）	長谷場 義昌
常務理事（代表理事）	荒川 英司
常勤理事	三浦 洋一
常勤理事	田中 博
常勤理事	石渡 雅一
理事	早川 貴之（※1）
理事	木村 雅人（※1）
常勤監事	安藤 嘉昭（※2）
監事	赤平 英治（※2）

（令和4年6月末現在）

※1 理事 早川 貴之、木村 雅人は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 安藤 嘉昭、赤平 英治は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図



（令和4年6月末現在）

会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人（令和4年6月末現在）



SCB

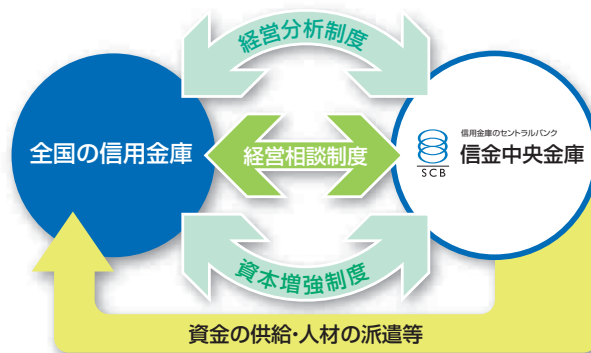
信金中央金庫のご紹介

信金中央金庫（信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

資金量は、信用金庫から預け入れられた資金と、金融債を発行して調達した資金を合わせて41兆8,406億円、総資産は43兆7,577億円にのぼり、国内有数の規模と効率性を有する金融機関であり、数少ない金融債発行金融機関でもあります。また、「信用金庫のセントラルバンク」、「機関投資家」、「地域金融機関」という3つの役割をもつ金融機関です。

信用金庫業界には、個別信用金庫の健全性を確保し、信用金庫業界の信用力の維持・向上を図ることを目的として、「信用金庫経営力強化制度」があります。信金中央金庫が経営分析、経営相談、資本増強などで個別信用金庫を強力にサポートする制度です。

このように、信用金庫業界は信用金庫と信金中央金庫が一体となった経営が行われていますので、わが国でも極めて信頼性の高い業界となっています。



地域経済のパートナー

- ・預金量：158兆円
- ・巨大なネットワーク
全国254金庫 7,129店舗
- ・Face to Faceの事業展開
役職員数 10万1千人
- ・多数の出資者 899万先

信用金庫

信用金庫のセントラルバンク

- ・総資産：43兆円
- ・連結自己資本比率（国内基準）
24.35%
- ・不良債権比率 0.28%
格付：AA（格付機関JCR）
- ・東証に上場
（証券コード：8421）

信金中央金庫

※信用金庫の計数は、令和4年3月現在の速報値

※信金中金の計数は、令和4年3月末現在

総代会の仕組み

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員の出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は2年です。
- ・総代の定数は、70人以上100人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、令和4年6月30日現在の総代数は89人です。

(2) 総代及び総代候補者選考委員の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

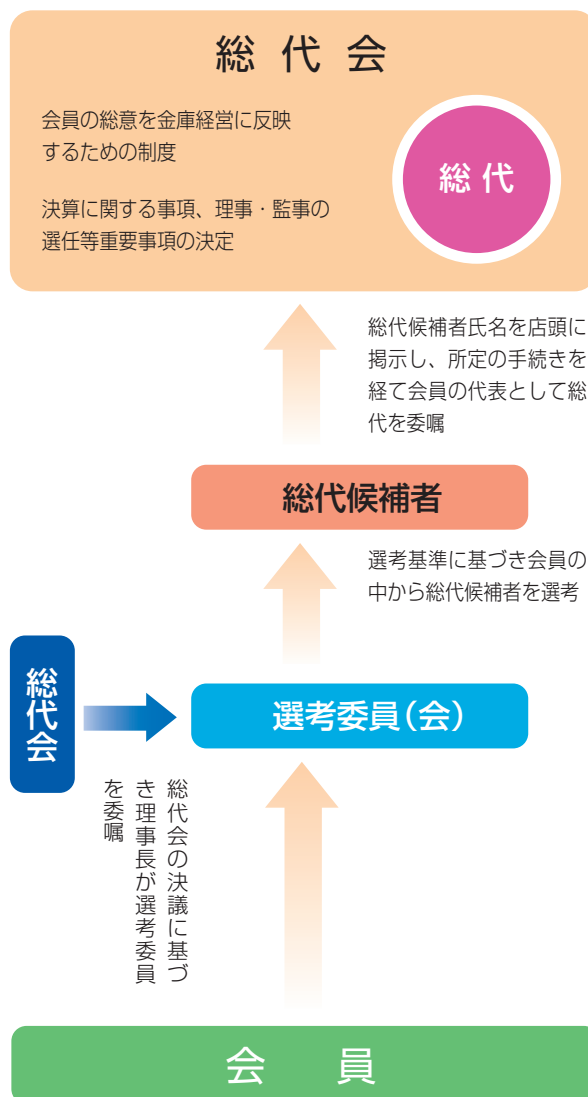
- ①会員の中から総代会の決議によって総代候補者選考委員を選任する。
（任期2年）
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

（注）総代候補者選考基準

- ①資格要件
 - ・当金庫の会員であること
- ②適格要件
 - ・地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している人であること
 - ・人格・性格が温厚誠実で、物事を公平にみる信頼のおける人であること
 - ・金庫経営ならびに業績発展に積極的に協力してくれる人であること
 - ・金庫との取引や経営内容が良好であること
 - ・将来、金庫に協力が期待できる人であること

会員と総代、総代会の関係

【総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。】



※お知らせ

総代選任に関する規程を変更し、総代の定年制を導入いたしました。総代の定年年齢を「就任時点で80歳未満の会員の方」とします。なお、定年制の実施は平成30年7月に行われた総代選考により初めて就任された総代より適用いたします。従いまして、従来からの総代につきましては定年制を適用いたしません。

3. 第100期通常総代会の決議事項

令和4年6月22日 第100期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

①報告事項

第100期業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

②決議事項

- 第1号議案 第100期剰余金処分（案）承認の件
- 第2号議案 定款第15条による会員除名の件
- 第3号議案 定款一部改正の件
- 第4号議案 理事全員任期満了による選任の件
- 第5号議案 監事全員任期満了による選任の件
- 第6号議案 退任理事に対し弔慰金及び退職慰労金贈呈の件



第100期通常総代会の様様

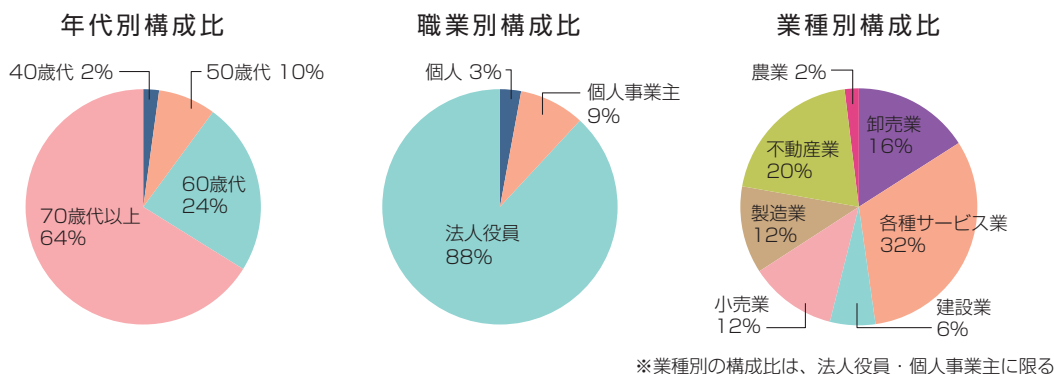
4. 総代の氏名

令和4年6月末現在（順不同・敬称略）

選任区域		定数	人数	氏 名					
第1区	千代田区	23	20	相澤 司 (3) 角谷 幸男 (7) 鶴野 正勝 (14) 吉田 光男 (7)	飯田 睦司 (4) 河合 良郎 (11) 栃木 一夫 (14) 渡辺 正 (3)	太田 哲郎 (5) 小池 一義 (4) 中村 匠 (2)	大島居 信史 (8) 城塚 良一 (3) 保志場 宏 (7)	恩田 恵美子 (6) 下谷 隆之 (15) 堀田 康彦 (5)	加藤 照雄 (22) 高柳 信三郎 (3) 松山 文彦 (7)
第2区	新宿区、文京区、港区、品川区、大田区、江東区、中央区、横浜市、川崎市、茅ヶ崎市、相模原市、藤沢市	20	14	青木 稔 (3) 中川 幸也 (11) 山崎 京子 (1)	江澤 尚喜 (1) 中曽根 利光 (7) 渡辺 生智郎 (2)	尾中 隆夫 (14) 根本 治 (1)	恩田 昭子 (1) 長谷川 清 (2)	竹村 元秀 (2) 三田 芳裕 (9)	角田 隆 (3) 山浦 賢一 (6)
第3区	渋谷区、目黒区、世田谷区	10	9	上田平 直子 (5) 半田 昌規 (6)	宇田川 清史 (4) 平井 守 (18)	大木 康次 (26) 八巻 秀次 (11)	熊崎 正宏 (7)	児玉 金之助 (3)	谷 善樹 (8)
第4区	杉並区、中野区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、東久留米市、小平市、府中市、小金井市、国分寺市、武蔵村山市、稲城市、町田市、清瀬市	10	9	石井 孝昌 (12) 平野 恵一 (7)	片岡 隆 (4) 宮城 精一 (2)	佐々木 千尋 (8) 渡邉 智紀 (5)	佐藤 直人 (4)	徳永 泰平 (5)	根本 英昭 (3)
第5区	豊島区、練馬区、板橋区、北区、さいたま市、和光市、八潮市、白岡市、川口市、川越市、三郷市、草加市、蕨市、春日部市、鶴ヶ島市	9	6	大野 文義 (11)	鴨下 誠男 (8)	笹沼 道雄 (7)	白井 宏一 (3)	並木 秀一 (8)	西部 孝之 (1)
第6区	台東区、荒川区、足立区	9	7	牛島 奎 (8) 村田 滋幸 (9)	江口 博明 (6)	蒲田 哲也 (8)	桐田 誠己 (7)	河野 元俊 (3)	藤森 宏一 (9)
第7区	江戸川区、墨田区、松戸市、市川市、浦安市、千葉市、柏市、習志野市、船橋市、四街道市、印西市	18	16	赤井 一博 (4) 小原 満男 (14) 藤木 正則 (4)	石井 宗孝 (15) 小山 博和 (8) 元澤 裕司 (2)	井野 雅敏 (13) 齊藤 隆洋 (5) 安野 豊年 (2)	岩橋 高行 (3) 永妻 弘行 (4) 吉田 英修 (4)	宇田川 政則 (1) 平田 四郎一 (19)	大場 幸一 (11) 藤ヶ谷 衛 (9)
第8区	葛飾区	11	8	石塚 晴久 (13) 中嶋 キエ子 (8)	市川 正 (23) 松丸 武二 (4)	大島 嘉信 (8)	小出 直行 (12)	齊藤 徳好 (6)	関川 泰子 (12)

※氏名の後の数字は総代への就任回数

総代の属性別構成比



信頼される信用金庫として

信頼される金融機関として、さまざまな重要課題に積極的に取り組んでいます。

当金庫は、“コンプライアンスの徹底”と“お客さま本位の業務運営の徹底”を経営の重要なテーマとして位置づけ、『興産信用金庫行動綱領』および『お客さま本位の業務運営に係る基本方針』を策定・公表しております。

興産信用金庫行動綱領

当金庫は、お客さまや地域社会の信頼にお応えするため、経営方針の第一に掲げる「コンプライアンスの徹底」が経営の最重要課題であるとの認識のもと、より堅固な企業倫理を構築するため、『興産信用金庫行動綱領』を制定し、全役職員が日常の業務遂行において実践に努めます。

（社会的使命と公共性の自覚と責任）

1. 当金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。

（質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献）

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることがない、誠実かつ公正な業務運営を行います。

（地域社会とのコミュニケーション）

4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、当金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通じて、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図ります。

（人権の尊重）

5. すべての人々の人権を尊重します。

（環境問題への取り組み）

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

（社会参画と発展への貢献）

7. 当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。

（反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応）

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

お客さま本位の業務運営に係る基本方針

興産信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）は、“お客さま本位の業務運営の徹底”を経営計画の最重要テーマに掲げ、地域の事業者やそこに従事される方々、地元にお住まいの皆さまの成長・発展に向けて、強力なパートナーシップを発揮してまいりたいと考えております。つきましては、お客さま本位の業務運営を実現していくにあたり、方針を策定しましたので公表いたします。

また、今後は本方針に係る取組み状況を定期的に確認し、必要に応じて見直しを実施してまいります。

●お客さまにとって最善の利益のために

ご案内する商品やサービスが、お客さまにとって最善の利益となるよう、お客さま一人ひとりに合った商品・サービスを高度な専門性と倫理観をもってご案内します。

●利益相反とならないために

お客さまの利益が不当に害されることのないよう、お取引の内容を正確に把握し、適切に管理します。

●手数料等を明確に

お客さまにご負担いただく手数料等について、その手数料等がどのようなサービスによる対価なのか、お客さまに納得の上ご利用いただけるよう、事前に分かりやすく丁寧にご説明します。

●重要な情報は分かりやすく

当金庫は金融商品・サービスをご案内する際には、お客さまが判断するために必要となる重要な情報については、適切な資料に基づき分かりやすく丁寧な説明を行います。

●お客さまにふさわしいサービスを

当金庫は、お客さまの資産状況、取引経験、知識、取引目的、ニーズ等を総合的に把握し、お客さま一人ひとりにふさわしい金融商品・サービスをご案内します。

●安心してお取引いただけるために

お客さま本位の業務運営を実現するために、当金庫の役職員に対し適切な動機づけやガバナンス体制の整備を行い、実効性の確保に努めます。

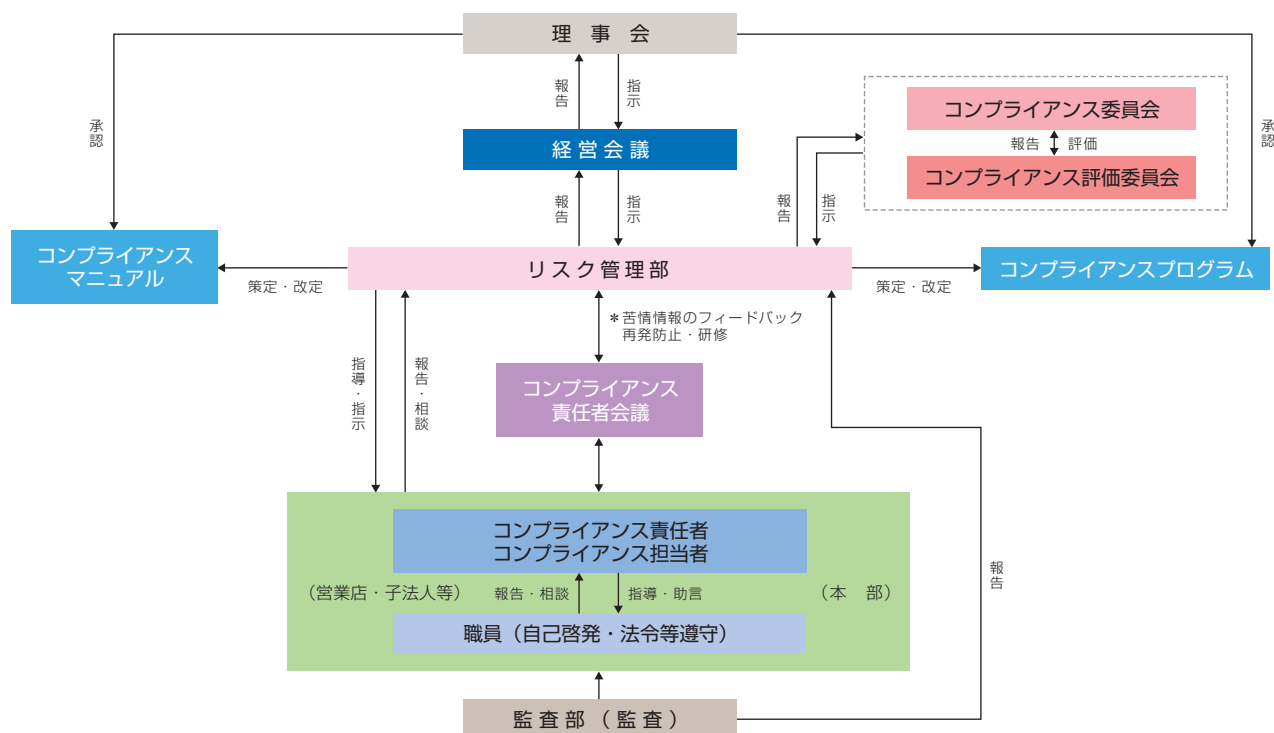


コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み

金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が厳しく問われている現在、当金庫は、その社会的責任と公共的使命を十分理解し、各種法令・金庫内規程・倫理等の社会的規範を忠実にかつ誠意を持って遵守することにより、地域社会から信頼される金融機関をめざしております。

当金庫では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス委員会を設置するとともに、各店舗にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を配置し、高い企業倫理と遵法精神に則った経営に努めております。また、企業倫理および法令遵守事項等を記載したマニュアルを全職員に配布するとともに、コンプライアンスを着実に実行するための具体的計画であるコンプライアンス・プログラムを毎期策定し、コンプライアンスに対する意識の徹底を図っております。

コンプライアンス体制図



顧客保護等管理方針

- 当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に則った誠実かつ公正な業務運営を遂行するとともに、当金庫のお客さまの正当な利益の保護及び利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。
- 当金庫は、お客さまへの説明を必要とする取引又は商品について、そのご知識やご経験、ご資産の状況及びご契約の目的に応じた適切な情報提供と商品説明を行います。
- 当金庫は、お客さまからの相談や苦情等については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めてまいります。
- 当金庫は、お客さまの情報を法令等に基づいて適正に取得し、厳正に管理いたします。
- 当金庫の業務を外部委託する場合は、お客さまの情報管理やお客さまへの対応が適切に行われるように努めてまいります。
- 当金庫による取引に伴いお客さまの利害が不当に害されることのないよう利益相反の管理が適切に行われるように努めてまいります。

※本方針において「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方及び利用しようとしている方」を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務とは、預金等の受入れ、与信取引、金融商品の販売及び募集等においてお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進都民センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる姿勢で対応します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止の取組み

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策は、国際社会において各金融機関に要請されている重要な課題です。当金庫は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針」により、基本原則、組織体制等を定めています。理事長が委員長を務めるマネー・ローンダリング委員会は役員及び本部の各部長にて構成され、経営陣主導のもと金庫全体で実効的な対策の強化を行っています。また、「顧客受入方針」の策定により、当金庫の「商品・サービス」をマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に悪用されないように取り組んでいます。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針等に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および金庫規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

以上について、ご不明な点及び、お客さまからご相談や苦情等がございましたら、お客さまの取引店または下記のお問合せ窓口までお申し付けください。

名 称	興産信用金庫 リスク管理部	フリーダイヤル	0120 - 53 - 0775
住 所	東京都千代田区神田神保町 1 - 40 (〒101 - 0051)	受 付 時 間	当金庫営業日の午前 9 時～午後 5 時

個人情報保護について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

【個人情報に関する相談窓口】

興産信用金庫 リスク管理部

フリーダイヤル：0120 - 53 - 0775

受付時間：当金庫営業日の午前 9 時～午後 5 時

リスク管理体制

リスク管理体制

金融の自由化、国際化の進展や技術革新などにより金融機関の業務内容はますます多様化、高度化する一方で内包するリスク（不測事態の発生に伴う損失の可能性）も増大しています。金融機関は、自らがさらされているリスクの種類、量や特性を正確に把握し、自己責任において許容力に応じリスクテイクを行い、適正な収益を確保していかなければなりません。

当金庫は、こうした認識から各事業部門等が内包するリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照する自己管理型のリスク管理として、「統合的リスク管理態勢」の構築に努め、質・量ともに十分な自己資本を維持してまいります。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化により、貸出した資金の回収や利息の徴収が困難となり、損失を被るリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、営業推進部門と審査部門を分離し、厳格な審査体制を構築し、案件審査・与信管理を行っております。

審査部では、案件審査の強化を図るため、財務分析システムの活用により、お取引先の財務内容の把握に努め、審査の充実を図るとともに、臨店指導を通じて職員の審査能力の向上に努めております。また、全ての資産を対象に厳格な自己査定を実施し、不良資産に対しては適正な償却・引当を行っております。資産査定結果については内部的な監査に加え外部の監査法人がその妥当性を検証しております。

事務リスク管理

事務リスクとは、金融機関の業務の多様化・高度化に伴い、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、こうした環境認識に基づき、事務水準の向上や事故の未然防止に努めております。

監査部の監査、事務部の臨店指導により、事務知識と事務管理能力の向上に取り組んでおります。

さらに、営業店でも毎月店内検査を実施し報告を求めるなど、事故の未然防止と内部規程遵守の観点から事務全般にわたる事務レベルの向上に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利・有価証券の価格・外国為替等の相場が変動することにより保有する金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、ALM手法により、運用・調達の方針を策定し、リスクを適切にコントロールしながら収益の安定・金融資産の健全性確保を図っております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により、通常よりも著しく高い金利、不利な価格での調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。

資金の運用・調達所要額を常に把握し、資金不足や高コスト調達が発生しないよう、資金繰りに万全を期しております。また、支払準備資産を信金中央金庫に預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制も整っております。

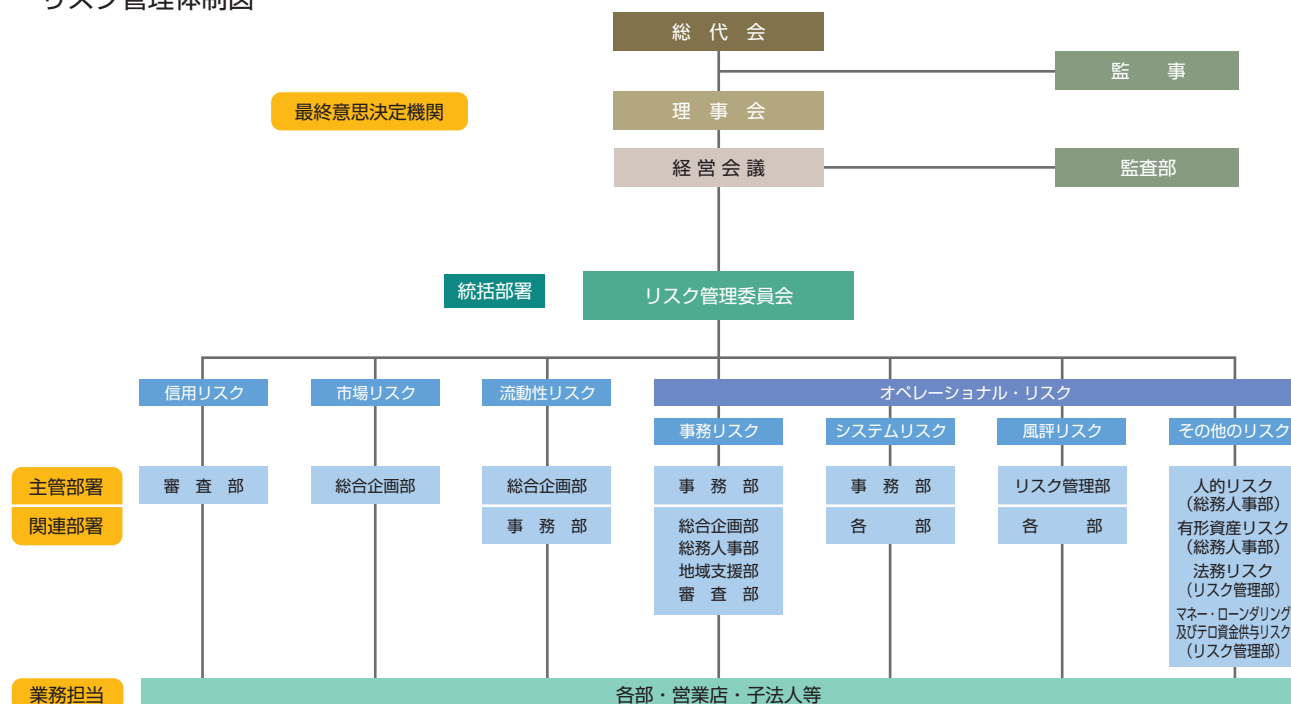
システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムの障害や誤作動あるいはシステムの不備、不正利用されることにより損失を被るリスクのことです。

金庫全体のセキュリティ管理体制を確立し、システムに対して不慮の事故が生じた場合の影響や対応策を講じております。

今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めてまいります。

リスク管理体制図



主な業務内容

金庫の主な事業内容

1. 預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取り扱っております。
2. 貸出業務	(1) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。 (2) 手形の割引 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形等の割引を取り扱っております。
3. 有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
4. 内国為替業務	送金為替、振込及び代金取立等を取扱っております。
5. 外国為替業務	輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。
6. 附帯業務	(1) 代理業務 ①日本銀行歳入代理店 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③福祉医療機構、中小企業基盤整備機構、住宅金融支援機構の代理店業務 ④信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理貸付業務 (2) 保護預り及び貸金庫業務 (3) 債務の保証 (4) 公共債の引受 (5) 国債等公共債の窓口販売 (6) 保険商品の窓口販売（保険業法第 275 条第 1 項により行う保険募集） (7) 電子債権記録業に係る業務

商品ご利用にあたっての留意事項

金融機関の商品には、変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下したり、中途のご解約により金利が変更になったり、思わぬ違約金を求められたりする商品もあります。
ご利用にあたりましては、当金庫の窓口や営業係に、これらの商品に関するご質問を何なりとお申し出ください。
お客様にご納得いただけるまで説明させていただきます。

預金業務

当金庫では預金業務を通じて、お客様の大切な財産をしっかりと預かりするとともに、利便性が高く、さまざまなニーズに合った商品を取り揃えて「喜び」や「楽しみ」をお届けできるよう、日々取り組んでおります。

定期性総合口座 ○普通預金 ○定期預金 ○定期積金	便利な普通預金と有利な定期預金・定期積金を 1 冊のお通帳にセット。もしもの時に定期性預金の 90%、最高 300 万円まで自動融資がご利用できます。
普通預金	必要に応じていつでも出し入れができる、お財布がわりの預金。 公共料金などの自動支払いや年金などの自動受取口座としてもご利用ができます。
決済用普通預金	普通預金と同様の機能で、お利息はつきませんが、預金保険制度により全額保護されます。
貯蓄預金	預入残高に応じて適用利率が段階的に高くなります（金利情勢などにより、各段階の利率が同じになる場合もあります）。
後見制度支援預金	後見制度による支援を受ける方のご預金のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭とは別に、日常使用しない金銭を別口座で管理することで、お客様の大切な資産を守るための預金です。
当座預金	手形や小切手でのお支払いができる預金です。手形・小切手帳の発行に際して、署名鑑の印刷をご利用いただけます（有料）。
通知預金	まとまった資金の短期運用に便利です。お引き出しの 2 日前までにご通知が必要です。
納税準備預金	納税資金を日頃から準備していただくための預金で、非課税となります。
大口定期預金	1,000 万円以上の大口運用に最適な預金です。有利な利率で運用いただけます。
スーパー定期 スーパー定期 300	大口定期預金に準ずる安全・有利な預金です。個人の方は 3 年以上では半年複利になり、さらにお得です。懸賞付など様々な企画によるキャンペーン預金も実施しています。
期日指定定期預金	1 年複利のお得な預金です。お預け入れは最長 3 年。1 年据置き後は、1 ヶ月前までにご通知いただければ全額または一部のお引き出しもできます。
変動金利定期預金	お預け入れから 6 ヶ月毎に適用金利が変わり、預入期間中も金利動向をキャッチできます。
生活応援型定期預金 「やすらぎ」	遺族年金や障害年金等、一定の年金または手当を受給されている方で、当金庫に年金受取口座をお持ちの方がご利用になれます。スーパー定期の店頭表示金利に金利を上乗せ。期間 1 年、1,000 万円まで。
生活応援型定期預金 「よろこび」	公的年金を受給されている方で、当金庫に年金受取口座をお持ちの方がご利用できます。スーパー定期の店頭表示金利に金利を上乗せ。期間 1 年、1,000 万円まで。
生活応援型定期預金 「ほほえみ」	公的年金のお受取りをご予約いただいた方にスーパー定期の店頭表示金利に金利を上乗せ。期間 1 年、1,000 万円まで。
寄付型定期預金 「KOSAN まなび」	お預けいただいた本定期預金の 0.01% に相当する金額を「あしなが東日本震災遺児支援募金」として、「あしなが育英会」へ寄付する社会貢献型定期預金です。

相続定期預金 「やさしさ」	相続手続きにより取得した資産を対象として、被相続人の取引があるお客様に、スーパー定期・大口定期の店頭表示金利に金利を上乗せ。期間 1 年、1 人当たり相続金額の上限まで。
退職金定期預金 「KOSAN セカンドライフ」	58 歳以上の個人の方で、退職金受取金額を限度に特別金利でお預りします。
エコグリーン 定期預金	『緑あふれる都市再生のために』お預けいただいたご預金の 0.01% 相当分を東京都の「花と緑の東京募金」へ寄付する環境配慮型定期預金です。
給振口座契約先定期預金 「KOSAN スマイル」	当金庫にて給与口座契約されている役員、従業員（パート・アルバイト含む）の方にスーパー定期の店頭表示金利に 0.04% 上乗せ。期間 1 年、1 人当たり 500 万円まで。
定期積金	目標を定めて、毎月一定額を無理なく積み立てる預金で、必要な資金づくりができます。積立回数は、6 回～60 回まで自由にお選びいただけます。
納税専用定期積金 KOSAN 「そなえ」	計画的な納付の準備のために、店頭表示金利 + 0.05% 上乗せした定期積金です。（期間 6 か月以上 2 年以内）
外貨預金	外貨での資金運用、お手持ちの外貨の資金プールができます。種類は普通預金と定期預金の 2 種類です。この預金は預金保険の対象外となります。

融資業務

地域のみなさまの大切なご預金を、融資業務を通じて地元企業の運転資金や設備資金に、個人向けの住宅ローンや各種ローンにご利用いただいております。当金庫は、こうした金融仲介機能を発揮していくとともに、ご相談やご支援のサービスを徹底し、地域社会の繁栄のため貢献してまいります。

一般融資	商業手形の割引、運転資金などの短期資金、設備資金や創業支援、新規事業、システム投資による合理化などの長期資金をご融資いたします。
当座貸越	一度の手続きで、融資極度額内なら何回でも当座取引でご利用になれます。
制度融資	東京都、区などの公共機関の各種あっせん融資をお取り扱いしております。
代理業務	次の機関の代理業務をお取り扱いしております。お気軽にご相談ください。日本政策金融公庫、信金中央金庫、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人住宅金融支援機構、その他
アシスト 1000	地元企業の活性化を図ることを目的とした法人向けの融資です。審査のうえ、1,000 万円まで無担保でご利用いただけます。
アシスト TOKYO	事業に必要な資金を円滑に調達していただけるように、東京都と地域の金融機関とが連携して金融支援を実施する融資です。審査のうえ、3,000 万円まで無担保でご利用いただけます。
提携アシスト 1000	東京商工会議所、東京法人連合会と提携した各会員向けの融資です。審査のうえ、1,000 万円まで無担保でご利用いただけます。
アシスト 500	事業者向けで、極度 500 万円、事業資金に繰返しご利用できる無担保のご融資です。ATM でお借入・ご返済が出来る利便性に優れた商品です。
あんしん	東京信用保証協会と提携した不動産担保を活用する事業所向けの融資です。審査のうえ、ご返済期間 20 年以内で 2 億円までご利用いただけます。
カードローン 30・50・100	簡単な審査で 30 万円、50 万円または 100 万円までご利用になれます。お買物、ご旅行などお使いみちは自由です。預金を引き出すのと同じ要領で ATM でご利用になれます。
住宅ローン	自宅の購入、買い替え、増築、リフォーム等お住まいにかかる資金にご利用ください。今ご利用中のローンのお借り換えもできます。
こうさん 無担保住宅ローン	自宅の購入、リフォーム、住宅ローンの借換資金にご利用ください。
個人ローン	健康で文化的な生活を営むための資金ならお使いみち自由です。
教育ローン	入学金、授業料及び施設費等入学進学にかかる資金にご利用ください。
教育カードローン	入試合格や入学予定校が決定の後に、卒業予定月までの間に限り繰返し出金可能な教育ローンです。
カーライフプラン	自家用車の購入・買い替えなど、自家用車にかかる資金にご利用ください。
リピートプラン	住宅・教育・自家用車にかかる資金など、繰返しご利用いただけます。また、2 回目以降のご利用は、保証料が安くなります。
こうさんフリーローン 「クイック K」	事業性ニーズとプライベートニーズの両面で必要な資金等多様なニーズにご利用頂け、簡便・迅速対応商品です。

貸出運営についての考え方

当金庫では、地域社会の繁栄に貢献できるよう、会員である地域の中小企業や個人の皆様の資金ニーズに安定的かつ迅速に応える努力をしております。皆様のニーズに的確な対応をするために、積極的に融資商品を開発する一方、貸出については、収益のみを追求した選別融資・特定の業種や大口先に偏ることなく、広く地域の皆様に活用していただくよう融資の小口化を図っております。

また、信用金庫の取引先は、大企業や有力中小企業に比べて信用力・担保力の比較的低い中小零細企業が中心となっているため、景気変動の影響を受けやすく、不況等で企業が倒産した場合は、回収困難な貸出金が発生する可能性があります。つまり、信用金庫は、銀行以上にリスクを負いながら融資を行っていることをご理解いただきたいと思います。

貸出金のうち地域内の中小企業への貸出金が 88.2% となり、個人に対する貸出金が 10.9% となっております。（令和 4 年 3 月末現在）

主な業務内容

金融 ADR 制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9 時～ 17 時）に営業店（電話番号は 28 ページ参照）またはリスク管理部（電話 0120-53-0775）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9 時～ 17 時、電話 03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク管理部」にお尋ねください。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

その他業務・サービスのご案内

外国為替	海外事業や海外旅行等、世界とのコミュニケートをフルにバックアップ。 輸出・輸入貿易業務、外国への送金、外貨預金、インバクトローン（外貨貸付）をお取り扱いしております。
内国為替	全国の金融機関をくまなくネットワーク、お客様に代わって、ご送金・振込みのスピーディーなお取り扱いをいたします。総合振込システムでは振込先を 1 回登録すると 2 回目以降は、金額の手続きのみでお取り扱いできます。遠方のご預金・手形・小切手などの代金の取り立てでもできます。
でんさいネット	売掛金を電子記録債権にすることで、手形に比べて安心安全、効率化、経済的な新たな決済手段です。
年金・配当金自動受取り	お手続きは 1 度だけ、あとは毎回自動的にお客様の口座に振り込まれ、とても便利です。年金自動受取りの方は、当金庫で企画した旅行などへの参加を優先的にご案内いたします。
給与振込	給与やボーナスがお勤め先から直接お客様の口座に振り込まれます。
公共料金・保険料等自動支払い	電気・ガス・水道・電話・NHK 等の公共料金や保険料の支払いを預金口座から自動的にお振替えいたしますので、手間がかからず便利です。
キャッシュサービス	キャッシュカードで全国の提携金融機関・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン銀行・イオン銀行の CD、ATM でお引き出し及び残高照会のご利用ができます。
しんきんゼロネットサービス	全国の信用金庫の CD、ATM を利用手数料が無料でご利用になれます。
デビットカードサービス	J-Debit（ジェイデビット）のマークのあるお店で、端末にお手持ちのキャッシュカードを通し暗証番号を入力するだけで、お買物やご飲食などのご利用代金がお客様の口座からお支払いできます。
テレホンバンキングサービス	いつでも、どこでも、スピーディーに、振替、お振込み等の資金移動及び口座の残高ならびに入出金明細等の照会が電話でできます。
HB サービス	ご家庭、事務所にいながらパソコンで口座照会、口座振替、他行庫へお振込みが即時にできます。
インターネットバンキングサービス	パソコンからインターネットを利用して、ご契約口座の残高照会、入出金明細の照会、他行庫へお振込みができます（個人のお客様向けと法人のお客様向けがございます）。
Pay-easy（ペイジー）料金等払込サービス	インターネットバンキングを利用して、税金や公共料金等のお支払いが簡単にできます。
Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス	口座振替のお手続きが、ペイジー端末のある企業において、キャッシュカードと暗証番号だけで簡単に行うことができます（法人のお客様はご利用できません）。
しんきん電子マネーチャージサービス	携帯電話等端末の電子マネー“Edy”“メルペイ”へ、お客様の口座から資金をチャージできるサービスです。
提携クレジットカードキャッシングサービス	JCB カードや VISA カードなど提携カード会社が発行するクレジットカードで、CD、ATM によるキャッシングサービスがご利用になれます。
リースのご案内	機械設備などのリースをご希望のお客さまに、しんきんリース㈱、昭和リース㈱、オリックス自動車㈱をご案内しております。
情報サービス	暮らしの情報誌「楽しいわが家」、企業の経営支援誌「しんきん経営情報」、3 ヶ月毎に実施するアンケート調査を集計した「景況情報ガイド」等、お客様のお役に立つ情報の提供をしております。
国債の窓口販売	国債の新規発行債をお取り扱いしております。
損害保険の窓口販売	住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険をお取り扱いしております。信用金庫統一保険商品として充実した補償内容と集団扱いによる安価な保険料が特徴です。
生命保険の窓口販売	個人年金保険の定額型をお取り扱いしております。
信託契約代理業務	お客様の円滑な相続・生前贈与のニーズにお応えするため、相続信託、暦年信託をお取扱いしております。 ※当金庫は信金中央金庫の信託契約代理店となります。※地域支援部企画推進課にてお取扱いしています。
株式払込み	会社設立、増資等の株式払込金の受け入れ、お取り次ぎをいたします。
貸金庫	大切な財産や貴重品、重要書類などを確実に保管いたします。
夜間金庫	営業時間終了後、毎日の売上代金等をお預かりし、お客様のご指定口座に入金いたします。

主な手数料一覧

(令和4年4月1日現在)

内国為替手数料

1. 振込手数料 (1件につき)

	5万円未満	5万円以上
他行あて	550円	770円
電信扱	550円	770円
文書扱	330円	550円
当金庫本支店あて	110円	330円
同一店内振込		

2. 為替自動送金手数料 (1件につき)

	5万円未満	5万円以上
他行あて	440円	660円
当金庫本支店あて	330円	440円
同一店内振込	110円	330円

3. FB・HB・ATM・テレホンバンキング振込手数料 (1件につき)

	ATM・テレホンバンキング		FB・HB	
	5万円未満	5万円以上	5万円未満	5万円以上
他行あて	330円	550円	220円	330円
当金庫本支店あて	220円	330円	110円	220円
同一店内振込	110円	220円	無料	無料

4. 代金取立手数料 (1通につき)

	普通扱	至急扱
当金庫本支店	110円	—
東京・横浜交換	220円	—
地方	880円	1,100円

5. その他の内国為替手数料 (1件につき)

送金・振込の組戻料	880円	依頼返却手数料	東京・横浜	1,100円
取立手形の組戻料	880円	手数料	地方	1,100円
※取立手形店頭呈示料	880円	送金手数料		880円
不渡手形返却料	880円	異議申立預託手数料		5,500円

※880円を超える実費を要する場合は、その実費となります。

自動機械ご利用手数料

	平日 (6:00~21:00)		土曜 (8:00~17:00)		日曜 (9:00~17:00)	
当金庫	無料	無料	無料	無料	無料	無料
信用金庫	110円 (6:00~8:45)	無料 (8:45~18:00)	110円 (18:00~21:00)	110円 (8:00~9:00)	110円 (9:00~14:00)	110円 (14:00~17:00)
銀行等	220円 (6:00~8:45)	110円 (8:45~18:00)	220円 (18:00~21:00)	220円 (8:00~9:00)	220円 (9:00~14:00)	220円 (14:00~17:00)

給与振込手数料 (1件につき)

	電子媒体 (FB)	帳票
他行あて	110円	330円
当金庫本支店あて	無料	220円
同一店内振込	無料	無料

発行手数料

手形発行手数料 (1冊 25枚綴)	1,100円	個人情報開示手数料	1,100円
小切手発行手数料 (1冊 50枚綴)	1,100円	再発行手数料 (通帳・証書・カード等)	1,100円
自己宛小切手発行手数料	550円	借入用手形発行手数料	1,100円
署名鑑登録手数料 (変更含)	5,500円	FBハードトークン発行手数料	1,100円
残高証明書発行手数料	660円	入金取次帳発行手数料	1,100円
残高証明書 (定例発行)	660円	両替カード紛失再発行手数料	3,300円
残高証明書 (定形外発行)	2,200円	貸金庫代理人カード発行手数料	3,300円
その他証明書発行手数料	440円	貸金庫カード紛失再発行手数料	3,300円
取引履歴作成手数料	1,100円		

※表示の無いものは、1枚 (通・件) あたりの手数料となります。

その他の主な手数料

ファーム・ホームバンキング等利用手数料	FB利用手数料 (月間)	3,300円
	HB利用手数料 (月間)	2,200円
	アンサー利用手数料 (月間)	2,200円
自動集金利用手数料 (Eメール 月間)		1,100円
電子マネー手数料 (チャージ 1回)		55円
夜間金庫手数料	基本料 (年間)	33,000円
	入金袋 1個につき (年間)	13,200円
株式払込手数料	300万円未満	9,900円
	300万円以上	払込金額の0.330%
貸金庫ご利用手数料 (年間)		5,500円~33,000円

融資に関する手数料

文書作成等手数料	返済予定表紛失再発行手数料 (1件)	550円
	住宅取得控除用証明書発行手数料 (1通)	440円
割引手形・担保手形の信用調査等手数料	電話・文書	実費
	コスモネット (1件)	2,640円
割引手形期日前買戻手数料 (1件)		1,100円
割引手形・担保手形取立手数料	当金庫本支店 (1件)	110円
	東京・横浜交換 (1件)	220円
	東京・横浜交換以外 (1件)	880円
住宅ローンにかかる手数料	一部繰上返済	11,000円
	全額繰上返済	33,000円
	契約条件変更	11,000円
証書貸付 (当初貸付日より1年超) にかかる手数料	一部繰上返済	11,000円
	全額繰上返済	33,000円
	契約条件変更	11,000円
不動産担保事務手数料 ((概) 抵当権の設定・変更・抹消等)	現地調査実施の場合	地区内 55,000円 地区外 88,000円
	上記以外	5,500円
有価証券担保事務手数料	担保差替等 (新規)	3,300円
	担保差替等 (1回)	1,100円
火災保険質権設定手数料	確定日付料は別途実費がかかります (1件)	3,300円
無担保当座貸越事務手数料	当初・更新時	11,000円

両替手数料

1. 窓口両替手数料

紙幣・硬貨・合計枚数	金額	紙幣・硬貨・合計枚数	金額
1~50枚	330円	1,001~1,500枚	660円
51~500枚	440円	1,501枚以上500枚毎に加算	110円
501~1,000枚	550円		

2. 自動両替機による両替手数料

カード1枚 (年間)	19,800円
------------	---------

硬貨入金・出金取扱手数料

紙幣・硬貨・合計枚数	金額	紙幣・硬貨・合計枚数	金額
500枚以下	無料	1,001~1,500枚	440円
501~1,000枚	330円	1,501枚以上500枚毎に加算	110円

口座振替手数料

家賃・駐車場・会費等の自動振替手数料	振替 (引落し) 1件当たり	110円
学校・幼稚園等の自動振替手数料	振替 (引落し) 1件当たり	55円
自動集金サービス預金口座振替手数料	提携内手数料	提携外手数料
	Eメール方式	110円 165円
	ペイバイ FAX方式	138円 193円

でんさいネット関連手数料

基本手数料 (月額)	1,100円
------------	--------

※その他のでんさい関連手数料については、店頭・HP等でご確認ください。

信託契約代理業務取扱手数料

しんきん相続信託「こころのバトン」	22,000円
しんきん暦年信託「こころのリボン」	22,000円

※新規契約1件あたりの手数料となります。

現金お届け手数料

訪問1先につき (流動性預金)	1,100円
-----------------	--------

未利用口座管理手数料

一口座	1,320円
-----	--------

※記載の金額には、10%の消費税が含まれています。

※店舗により、ご利用できないサービスがあります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

※改正利息制限法の施行に伴い、当金庫以外の提携金融機関のATMを利用される場合に、ATM画面や利用明細票に表示されるお客様のATM利用手数料と、実際にお客様にご負担いただく手数料が相違する (お客様にご負担いただくATM利用手数料が少なくなる) 場合がございます。



本部
〒101-0051
東京都千代田区
神田神保町1-40
TEL 03-6739-7700(代)



① 本店
〒101-0035
東京都千代田区
神田紺屋町41
TEL 03-3254-3335(代)



② 浅草支店
〒111-0032
東京都台東区浅草4-34-7
TEL 03-3872-2151(代)



③ 人形町支店
〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町
2-14-14
TEL 03-3668-5951(代)



④ 浅草橋支店
〒111-0053
東京都台東区浅草橋2-3-2
TEL 03-3862-1831(代)



⑤ 神保町支店
〒101-0051
東京都千代田区神田神保町
1-40
TEL 03-3293-4951(代)



⑥ 代々木支店
〒151-0066
東京都渋谷区西原3-7-7
TEL 03-3467-3321(代)



⑦ 金町支店
〒125-0042
東京都葛飾区金町6-2-1
TEL 03-3607-3166(代)



⑧ 立石支店
〒124-0012
東京都葛飾区立石1-7-30
TEL 03-3691-3106(代)



⑨ 城西支店
〒171-0051
東京都豊島区長崎1-9-3
TEL 03-3957-7271(代)



⑩ 西荻窪支店
〒167-0053
東京都杉並区西荻窪2-5-8
TEL 03-3334-9151(代)



⑪ 江戸川支店
〒132-0023
東京都江戸川区西一之江
3-1-17
TEL 03-3653-5411(代)



⑫ みずえ支店
〒132-0011
東京都江戸川区瑞江
2-47-6
TEL 03-3676-0511(代)



⑬ 渋谷支店(仮店舗)
〒151-0066
東京都渋谷区西原3-7-7
(代々木支店内)
TEL 03-3468-1150(代)
★渋谷支店桜丘事務所
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町27-2
第二ビル5階
TEL 03-3770-8011(代)



⑭ 大田市場営業部
〒143-0001
東京都大田区東海3-2-1
TEL 03-5492-3411(代)



⑮ 秋葉原支店
〒101-0021
東京都千代田区外神田
4-9-8
TEL 03-3253-6851(代)



⑯ 新宿支店
〒162-0056
東京都新宿区若松町25-22
グレースプラザ若松町1F
TEL 03-3204-1330(代)



⑰ 中野支店
〒164-0002
東京都中野区上高田
2-50-1
TEL 03-3387-5151(代)



⑱ 飯田橋支店
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋
1-7-10
TEL 03-3264-4031(代)



⑲ 市ヶ谷支店
〒102-0076
東京都千代田区五番町5
TEL 03-3234-3211(代)

開示項目一覧

A 単体ベースの開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織 REPORT.17
 (2) 理事・監事の氏名及び役職名 REPORT.17
 (3) 会計監査人の名称 REPORT.17
 (4) 事業所の名称及び所在地 REPORT.28
 (5) 信用金庫代理業者に関する事項 該当なし

2. 金庫の主要な事業の内容 REPORT.24

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 REPORT.14
 (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 REPORT.14

- ① 経常収益 ② 経常利益又は経常損失 ③ 当期純利益又は当期純損失
 ④ 出資総額及び出資総口数 ⑤ 純資産額 ⑥ 総資産額
 ⑦ 預金積金残高 ⑧ 貸出金残高 ⑨ 有価証券残高
 ⑩ 単体自己資本比率 ⑪ 出資に対する配当金 ⑫ 職員数

(3) 直近の2事業年度における事業の状況

① 主要な業務の状況を示す指標

- ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益
 及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。） 資料編.7
 イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 資料編.7
 ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、
 利回り及び資金利ざや 資料編.7
 エ. 受取利息及び支払利息の増減 資料編.8
 オ. 総資産経常利益率 資料編.7
 カ. 総資産当期純利益率 資料編.7

② 預金に関する指標

- ア. 流動性預金、定期預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 資料編.9
 イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 資料編.9
 他区分ごとの定期預金の残高 資料編.9

③ 貸出金等に関する指標

- ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 資料編.10
 イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 資料編.10
 ウ. 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、
 保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額 資料編.11
 エ. 使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高 資料編.11
 オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 資料編.10
 カ. 預貸率の期末値及び期中平均値 資料編.8

④ 有価証券に関する指標

- ア. 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債
 及びその他の商品有価証券の区分）の平均残高 該当なし
 イ. 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式及び外国証券、その他の
 証券の区分）の残存期間別の残高 資料編.12
 ウ. 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式及び外国証券その他の
 証券の区分）の平均残高 資料編.12
 エ. 預証率の期末値及び期中平均値 資料編.8

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理体制 REPORT.23
 (2) 法令等遵守の体制 REPORT.21
 (3) 中小企業の経営の改善および地域活性化のための取組状況 REPORT.8
 (4) ADR 制度への対応 REPORT.26

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 資料編.1
 (2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに
 掲げるものの合計額 REPORT.16
 ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ② 危険債権
 ③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ） ④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
 ⑤ 正常債権
 (3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 資料編.21
 (4) 次の掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 ① 有価証券 資料編.13
 ② 金銭の信託 該当なし
 ③ デリバティブ等取引 資料編.14
 (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 資料編.10
 (6) 貸出金償却の額 資料編.10
 (7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理
 計算書について会計監査人の監査を受けている場合はその旨 資料編.3

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響

を与えるものとして金融庁長官が別に定めるも 資料編.6

B 連結ベースの開示項目

1. 金庫及びその子会社等（説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を
 除く、以下同じ）の概況に関する事項

- (1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 資料編.15
 (2) 金庫の子会社等に関する事項 資料編.15

- ① 名称 ② 主たる営業所又は事業所の所在地 ③ 資本金又は出資金
 ④ 事業の内容 ⑤ 設立年月日 ⑥ 金庫が保有する子会社等の議決権の総
 株主又は総出資者の議決権に占める割合 ⑦ 金庫の1の子会社等以外の子
 会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決
 権に占める割合

2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 資料編.15
 (2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標 資料編.16

- ① 経常収益 ② 経常利益又は経常損失 ③ 親会社株主に帰属する当期純
 利益または親会社株主に帰属する当期純損失 ④ 純資産額 ⑤ 総資産額
 ⑥ 連結自己資本比率

3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

- (1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 資料編.15
 (2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに
 掲げるものの合計額 資料編.16

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ② 危険債権
 ③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ） ④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
 ⑤ 正常債権

(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 資料編.16

- (4) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の
 事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益
 又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの 資料編.16

金融再生法の開示項目

- 資産の査定公表 REPORT.16

バーゼルⅢ第3の柱による開示

- 単体 資料編.21
 連結 資料編.30

任意の開示項目

- 営業地区及び会員数 REPORT.3
 地域貢献 REPORT.12
 トピックス（1年の歩み） REPORT.12
 貸出運営についての考え方 REPORT.25
 金融商品に係る勧誘方針 REPORT.26
 顧客保護管理方針 REPORT.21
 個人情報保護について REPORT.22
 反社会的勢力に対する基本方針 REPORT.22
 利益相反管理方針 REPORT.22
 商品ご利用にあたっての留意事項 REPORT.24
 主な手数料一覧 REPORT.27
 報酬体系について 資料編.6
 経費の内訳 資料編.8
 預金者別残高 資料編.9
 財形貯蓄残高 資料編.9
 役員一人当たりの預金残高 資料編.9
 役員一人当たりの貸出金残高 資料編.12
 一店舗当たりの預金残高 資料編.9
 一店舗当たりの貸出金残高 資料編.12
 消費者ローン・住宅ローン残高 資料編.11
 代理貸付残高の内訳 資料編.11
 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の
 保全・引当状況 REPORT.16
 内国為替取扱実績 資料編.14
 外国為替取扱実績 資料編.14
 外貨建資産残高 資料編.14
 公共債引受及び窓口販売実績 資料編.14
 自動機器設置台数 資料編.14
 総代会の仕組み REPORT.18
 100年の沿革 REPORT.6



未来へ、今日も明日も。

興産信用金庫

(本店)〒101-0035 東京都千代田区神田紺屋町41 Tel:03-3254-3335
(本部)〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-40 Tel:03-6739-7700(代表)
ホームページアドレス <https://www.shinkin.co.jp/kosan/>
お問い合わせ先：総合企画部 Tel:03-6739-7791

